

平成27年（2015年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成27年12月 8 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年12月18日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 寿一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総 務 課 長	堀 秀俊
財 政 課 長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村吉伸
住 民 課 長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	植地俊文
水道課長補佐	中野 徹	海山総合支所長	上村康二
教 育 長	村島昶郎	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 奥村 仁

5番 太田哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため欠席との連絡を受けております。また、水道課長が所用で欠席のため、中野課長補佐を代理として出席することを許可いたします。

瀧本攻議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第 1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 奥村 仁君

5番 太田哲生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

続いて、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託された審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 奥村仁君。

奥村仁君。

奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。

平成27年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、12月9日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、学校教育課の局長、課長及び職員であります。

また、今定例会において付託された案件は、議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例、議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結についての議案7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の審査を行いました。課長からの補足説明はありませんでした。資料といたしまして、図解マイナンバー取得時の本人確認、マイナンバー関係費用の2点の提出をしていただきました。

質疑として、本会議でもあったマイナンバーにかかる予算額、今後のランニングコスト、行政側や住民のメリット、窓口業務における通知カードの必要性や取り扱いの注意点などについてがありました。

マイナンバーにかかる予算としては、平成26年度、平成27年度をあわせ7,987万1,000円となっており、国庫補助が約半分の50.7%となっており、内容は大きく2つに分けて、企画での国や他市町と連携する中間サーバー設置に関するものと、税務、住民、福祉、財政、

総務がこれを利活用するためのシステム改修のためのものとのことでした。今後のランニングコストとしては、1月からの開始ですが、現在はっきりは把握していないが、システムをいったん改修した後は、同じような費用が要るかといえば、そうではなく、保守点検などが主体となるので、その部分は下がるものだという説明でした。また、中間サーバーが国や他市町と連携するのは、平成29年7月のことなので、それまではまとまったものが必要となると聞いているとのことでした。

行政や住民のメリットに関しては、制度自体、国が一元管理できるという面が強いと思う。住民としては、マイナンバーを利用する事務に関しては、現在では所得証明や住民票をお金を払って取得していたものが、省略されるといったところもあるとのことでした。

窓口業務における通知カードの必要性や取り扱いの注意点については、番号を明記しなければいけない書類、番号だけでなく通知カードが必要か。紛失してわからないという場合、それらについて詳細に質疑がありました。答弁では、番号の記入が必要な書類として、本条例にある福祉医療費（障害者医療費と子ども医療費の助成費）の助成に関するものの申請に必要になってくるもので、今後、金融機関などでも記入が必要になる方向でもあるようです、という説明でした。

番号だけでなく、通知カードが必要かという質疑ですが、申請時には必ず本人が書いていただき、番号カードで確かめる必要があり、通知カードと本人確認をするための運転免許証ないしパスポートが必要になるため、運転免許証もパスポートもなく本人を照合するものを持っていないという場合は、両方を備えた個人番号カードを取得してもらわなければならないことになる。本人に記入していただき、番号カードで確かめるというのが重要だが、どうしても拒否された場合、住基のほうで調べて係で記入させてもらうのは不可能ではないという説明もありました。

また、福祉医療費の申請の中にある、子ども医療費支給の場合、子ども本人の番号と保護者の番号が必要になるのかと、詳細に質疑がありましたが、医療費の申請の様式については、把握していないということで、実際には両方とも必要になる可能性があり、保護者のほうで確認し、子どもの番号を責任を持って、保護者が記入することになるのではないかということでした。また、通知カードを持たずにきたり、紛失したという場合については、個人番号付きの住民票をとっていただき、運転免許証かパスポートでの確認をするとのことでした。

いかに取り扱いを大事にするか、肝に銘じていただきたいとの意見があり、それに対し、

それぞれの委員が言われたとおり、住民にとって最たる個人情報でもあります。町もそれを扱って事務をさせていただくということで、セキュリティ関係も、当初でも、予算が必要になってこようかと思えます。職員全員、肝に銘じて事務をやらせていただかなければならないと思えますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の審査を行いました。

質疑として、第5条では、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、とある。条文だけでは、いじめを受けているか判断が難しいと思うことから、実際の把握方法について、また、本会議でも言われた、いじめの定義は（苦痛を伴うこと）ということについての難しさについて。

第8条では、児童はお互いに思いやり共に支えあいながら、いじめのない学校生活を送ることができるように努めるものとする、とある。これを児童に対し、現場の職員等や家庭等が伝える仕組みづくりをどう考えているのか。また、見出しの児童の役割、第5条や第7条に対し、役割が抽象的ではないかという質疑がありました。

第11条、第12条、第13条については、連絡協議会、対策協議会、調査委員会のそれぞれの関係について、流れや相関図、各委員の構成や費用弁償などについての質疑がありました。

答弁といたしまして、いじめを受けているかどうかの判断は、いじめの把握が大切で、いじめの定義とする苦痛を伴うことについても、1人の先生で判断するのでは、なかなか難しく、学校においては校長がリーダーシップをとって、職員間の綿密な連携、情報共有、情報交換を図っていかなければならない。

発生した場合、学級担任だけが、背負いこむものではなく、アドバイスしてもらえる学年主任、教頭、校長へつなぐことをして、組織的に対応するというのを、校長会でお願いしている。

把握方法としては、いじめアンケート調査、1学期に一度や、学校満足度調査、5月と11月を実施しており、各学校でいじめ防止基本方針というものが、昨年度作成されているとのことでした。

第8条について、児童、生徒へ伝えていく方法としては、道徳的な話の中で、いじめに対して発信しているのが現状で、人権カリキュラムの中で人間の平等性等について、子ど

もたちに伝えている。学校全体でいう場合もあるし、校長が人権、いじめ等に関しての学年の発達段階に応じた指導をしている。見出しの児童の役割については、国の法律の第4条にいじめの禁止という条項があり、そこに児童生徒の責務が、児童等はいじめを行ってはならないと書いており、それに基づいて条例を規定した。当該児童生徒以外の子どもが発見した場合の処置については、学校ごとに基本方針ができていたとのことでした。

第11、第12条、第13条の各組織については、紀北町いじめ問題対策連絡協議会は、12名以内で行うものですが、これは関係機関の連絡体制の会議を持つもので、メンバーは教育長、小学校、中学校の校長会代表、尾鷲警察署の担当職員、児童相談所の担当、児童民生委員、人権擁護委員、紀北町PTA連合会の代表、青少年育成連絡会議の代表、学識経験者の方々に入っていただきます。この会議でいじめ防止に関する連携を図る会議をしていきます。

費用弁償につきましては、教育長や校長会代表、警察、児童相談所といった公的な立場の方に対しては、報酬等支払いをしません。それ以外の学識経験者等、民間の方には5,000円を考えています。これについては、27年度当初予算で説明させていただいて、予算化しています。

次に、紀北町いじめ問題対策会議というのは、学校でいじめが生じた場合には、まず学校で調査等をします。これで解決した場合は、それで終わります。しかし、学校内だけでは収まらないような案件になった場合、教育委員会の諮問に応じて調査、審議します。このメンバーは、児童相談所の臨床心理士、紀北町のスクールカウンセラー、校長会代表、学識経験者、弁護士等を予定しています。学校で調査した結果が正しいものであったかを教育委員会で再調査するものです。

次に、紀北町いじめ問題調査委員会ですが、教育委員会で調査を行い、解決した場合はいいのですが、解決できないのではないかとということが生じて、重大な案件になった場合に、町長部局で立ち上げ、再度調査し、町として、このいじめをどう判断するかということを行います。これは町の付属機関になります。このメンバーは県のスクールソーシャルワーカー、臨床心理士、大学教授、学識経験者、弁護士等を予定しています。こういった3段階の流れで対応する形になっています。第12条、第13条に関しては、予算化していないため、平成28年度予算に計上したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から携帯電話やスマートフォンでのLINEやメールなどでのいじめについての危険性を指摘し、町内の児童生徒における携帯電話、スマートフォンの所有率につい

て、調査はできているか質問をし、指導主事よりスマートフォンの普及に伴い、LINEでの悪口の書き込みなどが増えているのは事実で、現在、学校ごとの方針の中にも、ネット上のいじめの対応という形で書かれている。教育委員会の取り組みとしても、出前講座として各学校へ出向き、児童生徒にスマートフォン、LINEの使い方について啓発し、また、保護者対象にも講座をしているという答弁と、携帯電話、スマートフォン所有率の調査表を配付していただきました。

また、委員からいじめ防止や早期発見、新任教員における経験不足から起きるいじめへの対応の遅れなど、条例を作成すれば解決していくのではなく、条例を生かせる取り組みをしていく必要について意見があり、学校としては、この条例ができる以前から、いじめがありましたし、対応も行っていました。現在、学校の現場としては、いじめ未然防止、いじめを生まない土壌づくり、子どもたちの心の教育を、以前にまして人権教育や道徳教育の充実が図られています。

早期発見については、アンケートを1学期に1回以上行い、学級満足度調査で別の視点から子どもたちに聞いたり、また、休み時間の子どもたちの様子を職員全体で見回る。校長が授業を見回るということをして、職員のアンテナを高くするというのもしています。その中で取り組みを体系化するというので、各学校で基本方針をつくり、一層、今までの取り組みを充実させてもらう狙いで進めています。また、委員から提言していただいたことも受け止めて、検討していくとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、この条例の成立は、役に立たないと思っているわけではありません。昔はけんかして仲直りをしていました。しかし、いじめ全体をみると、潜行してしまっていて、表に出にくい陰湿なことがあります。自殺したということも報道されます。もっと学校の先生も含め、いじめに対するアンテナを高く掲げ、相談や話し合うことの意義はあると思いますので、今後もいじめに対しては学校で、今までの経験も含めて、いじめを無くしていくという努力を続けていかななくてはならないと思います。そのことを強く申し上げて賛成しますという討論がありました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査を行いました。質疑として、海山の住所表記についての議決の後の動きについて、議案第72号に対しての具体的な住所表記の整合性について、地域自治区の廃止に伴う住所表記の

変更についての住民や会社等への啓蒙についてがありました。

答弁では、海山の住所については、その後の動きが町のほうへは入ってきたことはないとのことでした。議案第72号との整合性については、今、上程して施行日がどちらも4月1日、住所の変更と廃止というものが同時ということで、こんな場合、法令的にどう整理するかということですが、第一法規に確認し、こういった場合は、まず住所を改正して、同日付けで廃止する部分は廃止するという改正方法がベストだということです。法令上、そういう改正をするということですので、ご理解いただきたいとのことでした。

また、委員から議案第72号の改正を先にして、こちらを後に改正すれば整合性がとれるのではないかと質疑があり、学校の廃止も年度ごとで定めるべきで、1日早くというわけにはいかない。住居表示もその日に代わり、同日に3学校が廃止されるということで、ご理解いただきたいとの答弁でした。

また、地域自治区の廃止に伴う住所表記の変更についての住民や会社等への啓蒙については、11月号の広報に、字別にどこがどう変わるのか載せさせていただいていますし、ZTVでもこれから繰り返してお伝えしていくことに加え、委員の言われるように会社や町との関係がある団体といったところには、通知を出していく予定で、しっかり啓発していきたいとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

まず、資料として条例改正にかかる議案参考資料の添付資料を配付いただき、課長より追加して詳細説明がありました。

質疑として、障害補償年金や障害厚生年金や障害基礎年金と併給調整された場合、1.5であったものが、調整後は1.23になっているが、現実にはどうなるのか。また、国民年金は関係ないのかとの質疑がありました。答弁として、特殊公務災害の損害年金の加算分については、調整率をかけて減額しているが、今回の改正では加算分に率をかけないことと同

じ額になるよう調整率を上げて支給することとしています。今回の条例改正では、国民年金は影響ありませんとの答弁でした。

これをわかりやすく説明すると、年金部分を10万円と考え、加算分を5万円と換算すると、今回の統一で減額率0.73を乗ずると、10万9,500円となるが、この条例では加算分に0.73を乗じないとするので、年金部分の10万に0.73を乗じ、加算分の5万円をたすと12万3,000円となる。そのため基準の15万円を変えず12万3,000円となるように調整率を割り出すと、0.82となるため、今回の公務災害補償条例の改正に伴う特殊公務災害に限るものについて、調整率を0.82とするものであるということです。

また、傷病手当の等級について質疑があり、等級は1級から14級までの14等級で区分されているということで、第10編紀北町非常勤消防団員等に係る災害補償の支給に係る規則別表第2（第3条関係）を配付していただきました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、本常任委員会所管分の審査を行いました。

はじめに、議会事務局所管分については、質疑、討論ともにありませんでした。

はじめに、総務課所管分については、課長から追加の説明の後、質疑に入りました。

質疑では、選挙関係の費用が全て減額になっている原因についてがありました。答弁として、特に、知事、県議の選挙について、26年度から27年度にわたって、最終的に今年度執行経費が確定したので、それにあわせて減額した。支出もそれにあわせて精算している。予算の段階では多めに組んでおき、執行予算が確定したら、その金額で精算する。県からの予算の中で、全額執行することになっているとのことでした。

委員から投開票所の整備をするなどに充てられてないのかとの質疑があり、予算の中に、投開票所の整備に使用することもあり、段差のあるところの整備などに使用していますとの答弁でした。

次に、財政課所管分については、課長から追加説明のあと、質疑に入りました。

質疑として、本会議で写真撮影等と説明を受けた15ページのふるさと寄附金（納税）推進事業について、ふるさと納税についてのこれまでの実績、返礼品の発送状況、寄附者からの反響、大口寄附者に対する対応についてと、今後の展望についてがありました。歳入、9ページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金98万円についての質疑もあり

ました。

答弁として、ふるさと寄附金推進事業の174万円の内訳は、新年度に向けての返礼品の見直しを行い、リニューアルするための商品(80品)の見込みの写真撮影、コース分けのパンフレット等の作成費用130万円と、ふるさと納税をPRするため、東京(三重テラス)へ1名が2回いくための普通旅費と寄附受領証明書や、PRパンフレットの送付料等、通信運搬費35万1,000円とのことでした。

これまでの実績について、10月1日から11月30日までで、2,049件の寄附申込みがあり、金額は2,186万4,000円です。12月1日から2万円、3万円の季節限定品を登録業者から募集をし、ふるさとチョイスへ掲載したところ、12月3日までの3日間で275件、金額で492万円の実績となりました。返礼品の金額については、1万円につき4,500円を基準に、2万円には2倍、3万円には3倍相当の品を返礼いたします。

大口寄附者への対応については、3万円以上でも3万円コースの返礼品を考えていますが、今後の大口の方に関しては、新たな商品に関係課及び検討委員会の中で検討することでした。

返礼品の発送状況については、現在、10月分の集計を翌月請求してくることから、これで発送状況が把握できるが、今のところ全体の把握はしていないとのことで、委員からどれくらい返送されているかは、しっかりとつかんでおかなければいけない。十分気をつけるようにしていただきたいと意見があり、観光協会と話をし対応していくとの答弁でした。

寄附者からの返礼品に関しての反響について、牡蠣については1月の発送で、まだ発送はしていません。苦情等については、1、2件あったが、商品に対する批判はなかったとのことでした。今後の展望として、PRの方法(尾鷲高校の同窓会など)や企業などのふるさと寄附への対応などについては、三重テラスでのPRやパンフレットの配布、きほく倶楽部の会員、約1,200人などの会員へのパンフレット配布を対象として考えているとのことでした。

委員から返礼品を送るだけでなく、こちらへ来ていただき消費をしていただく考えもよい。宿泊券やクーポン券、滞在券やエコ自動車の貸出などを行っている先進地もあるので、考えてみてはいかがかという意見もあり、課長より、新メニューの關係に、3万円以上から宿泊ペアコース、8万円でペアの贅沢コースなどを考えているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の要綱等、文章があるのかとの質疑に、紀北町ふるさと寄附推進事業実施要綱を作成し、それに基づき進めているとのことでしたので、これまでのふるさと

寄附推進事業集計表、返礼品広告とともに提出を求めました。

次に、企画課所管分については、課長から追加説明のあと質疑に入りました。

委員より、東紀州地域活性化ソフト事業について、本会議では東紀州地域振興公社への負担金として98万円、ドライブマップの作成との説明でしたが、どのような話し合いを行い、負担金を出すことになったのか。総事業費ドライブマップ作成にかかる費用、マップの大きさなどはどうなっているのかという質疑があり、答弁として、この事業につきましては、東紀州5市町及び三重県で組織する東紀州地域振興公社が実施します。事業の正式な名称は、東紀州・奥伊勢・伊勢志摩周遊滞在促進事業といい、内容はドライブマップの作成となっています。財源は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付金98万円で、各市町が負担し、あわせて総事業費784万円でドライブマップを作成します。

実施市町は、東紀州5市町に、大台町・大紀町、南伊勢町を加えた8市町です。

ドライブマップ作成の目的は、伊勢志摩サミットという絶好の機会を踏まえ、当エリアの資源や魅力を外国人旅行者に伝えるインバウンド対策を目的としています。内容としては、伊勢志摩から熊野、和歌山県田辺市エリアまで国道42号、260号、311号の沿線を網羅したマップであり、掲載エリアとしては伊勢市から鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、新宮市、田辺市までです。

言語としては、日本語、英語、フランス語、中国語の簡体字と繁体字、韓国語の6種類、部数は日本語、英語が各3万部、フランス語、中国語の簡体字と繁体字、韓国語が各1万部で、合計10万部を計画しています。

マップのサイズについては、東紀州振興公社において、企画提案コンペを実施することになっており、その中で提案していただくことで進んでいると聞いていますとのことでした。

次に、税務課の所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、委員により有害鳥獣捕獲事業について、被害は去年より増えているのか。地域的な被害はどうか。また、禁猟区について有害鳥獣駆除期間以外での猟について。補正予算178万4,000円を計上するにあたっての捕獲数の現状について。また、有害鳥獣対策事業62万6,000円の減額について。尾鷲ヒノキのサミット用のテーブルの作成についての質疑がありました。

答弁では、被害は去年より多発しており、それに伴い駆除頭数も増加傾向にあり、今回の補正を計上している。また、地域的な被害としては詳細な地域の状況について把握でき

ていないが、町内一円に国補助事業で設置した大規模柵があります。設置当初は非常に有効であったと聞いていますが、経年劣化の状況もあり、被害が多発してきているものと考えられます。

禁猟区としては、環境省が設置している鳥獣保護区域です。現在、陸域については鳥獣保護区域を除外していて、水域部分と島嶼部分については残っています。禁漁区外でも民家に近いところなど、檻などでの捕獲はできるが、銃を使用しての捕獲はできない区域があります。猟期は毎年11月から3月15日までで、この期間以外を有害鳥獣駆除期間としています。

捕獲実績は、シカ、イノシシについては、実績として537頭です。国補助分も加えて、予算執行分は354頭です。実績の不足分と3月の猟期での捕獲分を見込み223頭分の補正となりました。サルについての予算としては150頭分、確保しています。実績としては、27頭であり、サルについては3月末までが、有害鳥獣駆除期間ですので、補正せずそのまま精算見込みなしでいきたいと考えています。

また、JR沿いのシカ捕獲事業ですが、この事業は三重県が実施しています。JR沿いのシカ衝突被害軽減のための事業でありまして、尾鷲市、紀北町で120頭のシカを捕獲します。そのうち紀北町で84頭、尾鷲市で36頭の駆除を予定しています。現地の案内、罠設置の調整等を町職員がお手伝いさせていただいて、事業の詳細につきましては、報告を受けていませんが、事務レベルでの段階で調整しています。捕獲後の処理ですが、現在、猟友会より相談を受けていまして、処理方法について具体的な措置をとれるよう検討しているということでした。事業としましては、10月20日から50日間と聞いていまして、計画の捕獲数に満たない場合は、期間の延長になりますが、現在のところ捕獲実績は聞いていません。

有害鳥獣対策事業の減額については、電柵等の補助で個人に対する材料費の補助であり、大規模柵がこれまでほぼ設置が終わっていて、電柵などについては年々申請が減っていることによるものと考えています。基本的には設置の資材に対する補助であり、修繕に補助することは考えていないが、そのような事項でもでてきましたら要綱の変更等を検討していきたいと考えています。

また、尾鷲ヒノキのサミットテーブルについては、テーブル自体を提供するのではなく、原材料の板材、角材を提供するもので、県から聞いているのは、テーブルだけではなく、他の物品の発注もあるということだが、現時点ではいつころの発注時期になるかはお聞き

していませんとのことでした。

次に、商工観光課所管分については、課長が追加説明の後、質疑に入りました。

質疑として、歳出ではふれあい広場マンドロ管理事業について、台風での破損内容、修繕内容、修繕時における今後への対応の考え方について、歳入では被害額に対する半額補償の保険金額と、その契約内容についてがありました。

破損内容としては、台風18号により製作場の屋上にあるアクリル板でできた明かり取りが破損しており、今回、修繕させていただくもので、補修箇所の確認のため、足場を組む必要があります、修繕の際には、ほかに補修が必要な箇所がないかも含めて確認したいと考えている。原因については、経年劣化の部分もあるかと思うので、調査しながら補修が必要な箇所があれば、既存の予算を活用しながら風対策をしていきたいと考えているとのことでした。

歳出の町有財産建物災害共済保険については、加入先、保険金額、契約内容について、被害額の半額の補償しかない保険への加入について、質疑がありました。答弁では、保険につきましては、町村会が加入している建物災害共済という保険であり、これに役場施設はほぼ入っています。

この保険については、風水害については修繕する額の2分の1が保険金として支払われるということで、保険の補償のことですが、火災時については100%出ます。ただ、自然災害やこういった台風災害被害などは、2分の1の補償ということです。今後、検討する際には、財政課のほうが所管していますので、財政課とも相談させていただいて、どういった保険がよいのか、検討する必要があると思いますとの答弁でした。

次に、建設課所管分につきましては、質疑に入り質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分につきましては、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

委員から水防費の光熱水費の増額について、説明のあった年間最大電力使用月の電力を年間の契約電力として、料金計算されるということについて、具体的な計算方法について質疑がありました。答弁では、排水機場の1カ月分の電気代は、その月を含む過去1年間の中で、最大電力を使った月の電力量により計算されます。例えば8月に過去1年間で最大電力を使った場合、その後の月で最大の電力を使わない限り、その後1年間は8月のものが最大電力として電気料金が計算されます。

平成27年度の予算は、昨年11月ごろまでの電気代の推移を見て計上します。電気の使用料が昨年よりも少なかった場合、予算は足りませんが、使用料が昨年よりも多かった場合、

電気代が不足します。災害が多い年、少ない年で、電気料に違いが出てきます。今年度では汐見排水機場は9月、汐ノ津呂排水機場は10月が一番多い電気代となります。9月と11月の電気代が高かったため、来年の9月までの電気代が高くなるということで、そのため当初予算で計上した電気代では不足するので、3月までの見込額の補正との答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された7案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

瀧本攻議長

ここで暫時休憩いたします。

10時40分から開会いたします。よろしく申し上げます。

(午前 10時 21分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

先ほど、総務産業常任委員長の報告の中で、訂正の申し出がありましたので、許可することといたします。

奥村仁君。

奥村仁総務産業常任委員長

すいません。先ほど、議案第71号の審査報告の中で、配付を求めた、第10編紀北町非常勤消防団員等に係る災害補償の支給に係る規則別表第2を配付していただいたという報告

をしたんですけども、この頭の部分で、また傷病手当と報告をいたしました。障害手当であることでしたので、それに変更いただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

傷病手当を障害手当に変更するというごさいます。

それでは、教育民生常任委員長 入江康仁君。

入江康仁君。

入江康仁教育民生常任委員長

どうも皆さん、改めておはようごさいます。

ただいまから平成27年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月10日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室において、委員8名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席された人は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例、また、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入る前に、担当課長から追加説明がありまして、追加説明といたしまして、本会議におきましては、東篤布委員、奥村武生副委員長に、今まで、休校で認めていただいていたものを、本会議で急に廃校の協議をするのは、いかがか。丁寧ではないのではないかのご指摘を受けました。

その通りです。学校教育課といたしまして、配慮に欠けていたと深く反省しています。今後このようなことがないよう、十分気をつけたいと思いますという説明でございました。

委員長から、ただいま課長が本会議で、東篤布委員、奥村武生副委員長の質疑がありましたことについて、また、この議案について、議会に対する説明不足であったと反省して謝罪をしていただきました。それを踏まえて、この審査に入りたいと思いますという委員長発言で質疑に入りました。

質疑に入り、質疑として、この件に関しては、説明をしていただきたかったのです。以前に、学校の修繕や補修に入る前に、学校の統廃合、残すのであればどのような方法があるのかを踏まえての話し合いをしてほしいと言いました。補修や建て替えをして、2年、3年で廃校、休校になりました。それでは、予算の無駄遣いです。その当時、いつになったら話し合いになるのかを聞きました。合併の際に、海山区は統合ありきというような教育長の発言でした。そのことを踏まえて、質問をしました。その際の教育長は一桁台になったら、統廃合について考えますという答弁でした。

現在、一桁になっていないにもかかわらず、志子小学校の話が出てきました。時期が遅すぎるのではないかと思います。今後もこのようなことはあると思います。生徒数が減っている地域がありますから。今の数字を維持していこうと思うのであれば、もう少し、踏み込んだ議論を執行部と議会としていかないと、同じ過ちを繰り返すことになるのではないかと思います。今後、生徒数が減っている学校を、何とかしようという相談はしているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委員ご指摘のとおり、10名を切ってから議論のスタートをするのは遅いと思います。適正規模・適正配置構想の中では、30名を下回る学校、欠学年の生じた学校では、保護者と意見を交換し、早い段階で動くという方向で考えていますという答弁でございました。

また、2つの小学校があって、片方に行くということは、行く方は吸収されたと考えます。新しい場所に学校が建って、名前を変えてそこに集まる。また、久賀坂を抜いて紀北中学校が近くなれば、喜んで赤羽の人も通うと思います。存続だけではなくて、統合するにしても、地域の方が喜ぶような方法を考えてほしいです。1つとしては、町営住宅を建てるという方法もありますが、道路を付けることによって、通学は便利になり、地域の方が喜ぶような提案もしてくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、新教育委員会制度になり総合教育会議が設置され、町長部局と密接に教育部門で協議するとなりました。委員おっしゃったことも踏まえて、今後、検討していきたいと思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、この条例の施行日は平成28年4月1日ですが、本会議でも

出ていた議案、82ページの新旧対照表の新しい欄に、紀伊長島区、海山区という表記が残っています。総務産業常任委員会で、区をなくす議案を審議していますが、ここで残っていたら、また4月に改めて、この条例の改訂が必要になるのではないですかという質疑に、答弁といたしまして、その件は事前に協議しました。同日の施行日ですが、総務課の改正を優先して、変わった時点で区の表記がなくなりますので、整合性はとれていますという答弁でございました。

4月1日以降に、また条例改正の審議をするということになるのですねという質疑に対して、その必要はないですという答弁でございました。

島勝も白浦も、今まで休校ということで、今回、廃校になりますが、休校になって何年経過していますか。廃校にあたって地域住民の方へ説明など、どのような経過をたどったのですかという質疑に対して、答弁といたしまして、白浦小学校は平成10年4月1日から休校で、17年8カ月。島勝小学校は、平成15年4月1日から休校で、12年8カ月です。地域住民への対応ですが、白浦では11月に区の役員の方と、廃校にすることで問題が生じるのかということを確認いたしました。少子化、出生率等をみると学校を再開するのは難しいと思うので、廃校でよいということでした。島勝でも同じく11月に、区の役員20名ほどに説明をしました。老朽化が進んでいること。出生率が低く、子どもがいないということで、学校を再開するのは難しいと思うので、廃校でよいということでした。両施設とも今後の施設の利用については、検討をお願いしますということでした。という答弁でございました。

また、質疑といたしまして、休校から再開されたということはないと思うので、区民の方の同意を得て、あとのことを考えるというので、問題はないと思います。志子小学校の場合は、廃校にする理由は2年間、教員の加配があると聞きました。休校して10年、15年経過して廃校にする際に、教育関係のプラスになるようなことはあるのでしょうかという質疑に対しまして、志子小に関してはその通りです。28年度、29年度の2カ年は教員が1名増員されます。それは大きなことだと思います。学校が移動した時は、事務量が増えたり、児童が不安になることもあると思います。人的な配慮があるのは、とてもありがたいことです。白浦小学校、島勝小学校は特に利点はありませんという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、白浦小学校は避難所になっていると思いますので、利活用は大事だと思います。島勝小学校は老朽化して、付近の方が台風の時には壊れて枠が飛んで

くるのではないかと心配されています。廃校すれば、すぐに取り壊し等の対応ができるということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、白浦小学校は防災面での利活用ができるか、防災備品等も入っていますので、継続を検討します。島勝小学校は、委員がおっしゃるとおり老朽化が進んでいます。安全性の確認を早急にしたいと思います。その結果を踏まえて、施設の維持を考えます。安全性が確保できない場合は、取り壊しも視野に入れて考えていきたいと思いますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、地方再生していかなければならない。その場合に学校は重要な役割を担っています。少なくなったから統合するということではなく、町長が考えることですが、学校も再生すれば子どもも増えてくるという逆回転を、これからしていかなければいけない。統合ありきということは一切考えないで、教育論議をしてくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、白浦小学校は耐震化はしていませんが、委員がおっしゃったように、丁寧に建築されています。また、適正規模、適正配置の構想の中で、統合ありきという考えではなく、保護者、地域住民の意向も踏まえた上で進めていかなければならないと思っています。地方創生の中でも、転入の増も視野に入れながら、教育環境の充実を考えていかなければならないと思っていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、志子小学校の場合、小規模特認校に関する論議をご存じない委員もいると思いますので説明をしてください。また、町の発展と学校は一体のものであり、地域で子どもを育てていくということをしていかないといけないという点について、説明をしてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、地域で子どもを育てていくということから、先に説明します。子どもの教育は学校が核となって行ってきましたが、最近子どもを核として、地域で子どもを守り育てるコミュニティ・スクールを進めています。

次に、小規模特認校について説明します。赤羽小学校、志子小学校を統合するにあたって、保護者説明会の際に、小さな学校同士が統合しても、すぐに違う学校と統合する可能性が考えられるため、小規模学校の良さもあるので、その良さを発信して、少人数で学びたい児童にきてもらえるようにしてほしいと、保護者からの要望がありました。幾つかの選択肢があった中で、赤羽の安全性、隣に中学校があるということで、小規模特認校として運営可能であろうと判断しましたという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、白浦小学校、島勝小学校は、休校として10年以上たっています。休校にした時に交付税が入ってきていたのか。廃校にすることによってなくなるのか。

もともと休校になった時点で入ってきていなかったのか教えてくださいという質疑に、答弁といたしまして、平成14年度の会計検査院の指摘で、休校中の学校は数に含めないという事で、平成16年以降は交付税の算定から外れましたという答弁でございました。

また、休校になった時には、交付税は入ってきていたのですねという質疑に、はいそうですという答弁でございました。

次に、また質疑といたしまして、白浦小学校は避難場所になっているのですか。白浦の奥に避難タワーがあります。入口には高い建物がありませんので、白浦小学校は建物が頑丈につくられているということで、避難所においておくべきだと思います。校舎などは取り壊して必要な部分を残して避難所にしてほしいと思います。耐震化していなければ、すればいいと思います。

島勝小学校の建物は近くにキャンプ場などで使っている旧桂城中学校がありますので、取り壊していいと思います。防犯面、火災等、夏場はキャンプや海水浴に来たりして、校舎に入られたり、いたずらされたりする危険性もあります。近隣の方もその点を心配していますので、取り壊す方向で要望します、という質疑に対しまして、白浦小学校の避難所での資料がありましたので説明します。

施設については、高潮、浸水の場合は避難所となります。津波に関しては、グラウンドは避難所になっています。今後の施設の利活用については、学校教育課だけではなく、他の課も入って、総合的に検討していきたいと思います。島勝小学校は、老朽化に対する不安の声も、地域の方から聞いていますので、安全性の確認をした上で、解体も含めて検討しますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、本会議で、公共施設のあり方検討会を、副町長を中心に2回開催したとお話がありましたが、メンバーはどのような方がいるのですか。また、会議は定期的に行われているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、副町長が中心となり、役場内部の職員をメンバーとした会議を開催しています。財政課、総務課、生涯学習課、危機管理課、商工観光課、企画課、農林水産課、学校教育課などです。メンバーは、これに限定されません。施設により、福祉保健課などが入る場合もあります。開催された2回の会議では、8課で協議しました。定期的を開催するわけではありませんが、どのように活用するか、具体的に決まるまでは、ある程度、頻繁に開催したいと思っていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、これは行政側の会議ということで、自治会や地区の関係者

を含めた会議は、別でもっていないのですかという質疑に対して、まずは役場の内部で検討を進めています。その必要性につきましても、この委員会の中で検討していくと思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、廃校後の白浦小学校、島勝小学校のことばかりでしたが、一番利用価値のあると思われる志子小学校を、有効利用する計画についてはどうなっていますかという質疑に対しまして、各課のいろんな考えがあります。出揃っていない状態です。研究施設、防災面での利用など、多方面での検討をしていかなければなりません。志子小学校は耐震化されている体育館、グラウンドがあり、立地も高速道路から近いなど利点がありますので、いろいろな活用方法があると思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、地域住民の方を巻き込んで、志子の地区が寂しくならないように、小学校がなくても自分たちの地域に誇りを持てるような利用を、ともに考えていくべきだと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、利活用につきましては、役場全体で検討します。地域の理解も必要だと思います。今は各課でいろいろなことを考えて、アイデアを出していただいているところですという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、教育民生常任委員会所管部分の審査を行いました。はじめに住民課所管分については、課長から追加説明の質疑に入りました。追加説明といたしまして、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の住民課所管部分の内容につきまして、説明させていただきます。

14ページ、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、905万6,000円を減額するものですが、そのうちの住民課所管分は、右端、説明欄の4行目、総合住民情報システム運営事業263万2,000円の増額で、マイナンバー制度に対応する経費です。内容はマイナンバー対応窓口カウンターの改修、通知カード等の追記用印字システム、顔認証システムに要する経費です。

15ページ、第7目・支所及び出張所費は2万4,000円を増額するものですが、人事異動等による嘱託職員賃金の精査分です。

17ページ、第3項及び第1目・戸籍住民基本台帳費103万1,000円の減額は、職員人件費の精査分です。

21ページ、第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費103万2,000円の増額の内、住民課分は、説明欄3行目の国民健康保険事業特別会計繰出金120万1,000円の増額ですが、職員人件費の精査分を国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものです。

第4目・国民年金事務費8万2,000円の減額は、職員人件費及び嘱託職員賃金の精査分です。

23ページ、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費87万8,000円の増額の内、住民課分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものですという追加説明を受けて、質疑に入りました。

質疑といたしまして、歳出14ページ、総合住民情報システム263万2,000円の中で、顔認証システムという説明を受けましたが、どういうものですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、これは国からの指示によるもので、申し込んだマイナンバーカードができてくると、まず一旦、役場に届きます。それで、役場に取りに来ていただいて、本人確認をしてお渡しするのですが、本人確認の際に、マイナンバーカードに貼られている写真と、取りに来られた方に疑義があるような場合に、そのシステムにその人の顔をウェブカメラで撮らせていただいて、カードをスキヤナで読み込んで、同一人物かどうかを機械で判断するものです。必ずしも全員にするわけではないですが、そういったことに使います。これに使うソフトは国から無償で配布されますが、機器については各市町で購入するよという、国の指示でしたので、予算を計上させていただいていますという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、顔認証システムに関しては、写真もどういうものかいいのかということが、国のほうから出ていると思います。その点が住民の方に徹底されていないのではないかと思うのですが、証明写真でこういったものというようなことを、町のほうから提示する必要があるのではないかと思います、その点いかがでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、通知カードが送られた封筒の中に、説明書が入っていたと思いますが、そこに写真の横向きがだめとか、帽子がだめとか書かれていましたので、それで周知と考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、その用紙を読んでない方が大勢いるということなのでしょうね。そのあたり、しっかり読んでいただくよという徹底を考えていただく必要があるのかなと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、広報紙で何回か書かせていただきましたが、紀北町の場合は3月31日をもって、地域自治区の名称が削除されます。

それがなければマイナンバーカードをできるだけ普及させてほしいという国の意向もあって、町のほうもそうしたかったのですが、今、申し込んでカードができてきますと、券面には紀伊長島区、海山区の入った住所が印字されてきます。4月1日になりますと、区が削除されて、住所表示が変わりますので、運転免許証のように、追記欄がありまして、そこに追記をしなければならない手間がありますので、なるべく4月以降に申請していただきたいと思っています。ただし電子申告、イータックスなどでお使いになる場合、住基カードの有効期限がある方は、今回はそれを使っただけですが、次からは公的個人認証をマイナンバーに載せることになりますので、すぐに電子申告を使われる方につくっていただいたらということで、3月までは宣伝しにくい状況です。したがって、送られた封筒に入っている説明書でお願いしますという答弁でございました。

質疑といたしまして、そういうことでしたら、また4月以降に広報等に再度載せる必要もあるかと思しますので、考えていただきたいと思しますのでという質疑に、検討させていただきますという答弁でございました。

顔認証については、ソフトは国のほうがということですが、金額はいくらになりますか。一般財源から今回、支出しないといけないのですが、いくらのもなのか、機種なども指定されているものですかという質疑に対し、答弁といたしまして、国からのソフトは無償です。機械につきましては、それ相当の仕様はありますが、機械の指定はありませんという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、今回の予算ではいくらのを、またどういったものを採用しますかという質疑に対して、答弁といたしまして、機種については限定していません。入札になりますので、類似品ということになります。予算的な金額につきましては、顔認証に使うノートパソコンが支所と本庁2台分で16万5,000円、光学マウスが2つで1,080円、お客様の顔を撮るウェブカメラが2台で1万5,000円、マイナンバーカードを読み込むスキヤナが2台で7万8,000円です、という答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、たくさんマイナンバー通知カードが届いていますが、中にはよくわからないという声がいっぱいで、町にもたくさんの問い合わせがあるのではないかとおられますが、その主なものはどのようなものですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、11月中の分ですが、61件問い合わせがありました。その中でもっとも多かったのが、個人番号カードはつくらないといけないのかというものが33件、あとはカードのメリットとか、通知カードをもらったが、どうすればいいのかというような問い

合わせがありましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、これらに関しては、先ほど委員からもありましたが、町民の皆さまによくわかるように説明をお願いします、町のほうは広報に書いてあると言いますが、読んでない方もいますので、誤解のないよう、どのようなことを考えておられますかという質疑に対しまして、広報を読まれない方は想定外です。一応3回ほど広報をしています。昨日から自治会の回覧板をお願いしまして、送付文書をつけて、まず一面で、マイナンバー通知カードは届きましたかというもので、それらの中身、注意点、それから転送されません等の注意書き、次に警察のほうから、全国で起こりつつある不審電話とかの注意喚起のチラシと、国民生活センターから県の自治会を通じて、同じような詐欺の注意喚起のチラシがきていましたので、これを合わせて回覧させてもらっております、という答弁でございました。

また、質疑といたしまして、写真について、写真を付けて役場にきます。写真を撮るのに、海山の場合だと、相賀も1軒なくなり、撮る場所がないと思います。尾鷲に行くか、長島にはあるかもしれませんが、そういった人のために、リースでもいいので役場で写真が撮れるようなことではできないのかという質疑に対しまして、これについては、私どももいろいろ考えました。近隣の市町にもいろいろ聞いたのですが、尾鷲市では何軒か事業所がある。紀伊長島区については何軒か写真店があります。海山区についても、写真店が1軒あります。あと1つはプライスカット前に自動で撮る機械があります。

役場で、デジタルカメラで撮影するということは、全市町考えたようです。近隣市町にも確認しましたが、写真店で撮ると1,000円ぐらいお金がいる。ただ役場でとって無料にすると民業圧迫になります。お金をもらうにしても、料金設定が難しいので、断念しました。海山総合支所に写真がないといった問い合わせがありましたら、職員が自動で撮る写真機を紹介して、操作がわからなければ、操作手順書で説明し、どうしてもわからない方には職員が同行して、補助するということも考えています、という答弁でございました。

質疑といたしまして、例えば、白浦とか島勝浦とか、バスに乗ってきて写真を撮るとなると、それならやめるとか、そういうふうになる老人もいると思うので、考えるべきだと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、いずれにいたしましても、白浦や島勝浦に、以前から写真店があったわけではありませんし、今ある写真でも、何カ月以内に撮影のものは大丈夫というのもありますので、そういったものを利用してもらうことも可能ですし、いずれにいたしましても、相賀に来ないと以前から写真店はありません

ので、周辺部の方について出向いて撮影することもできませんし、難しい問題だと思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、よくわかりますが、今の時代ならリースで置いたら撮れるので、費用はかかるかもしれませんが、それぐらいの住民サービスをしてもいいのではないですか。町長の言っている住民目線ということもありますし、少し考えてもらったら、そんなに費用はかからないと思えますという質疑に対しまして、リースのことは知りませんでした。結局は民間の写真店と競合する部分を、どういうふうクリアーするかというのが一番の問題だったので、そこが難しく設置はいたしませんでしたという答弁でございました。

マイナンバーカードを別につくらなくていいのですかという質疑に、答弁といたしまして、国のほうも必ずしもつくらなければいけないものではないとのことですのでという答弁でございました。

以上で、住民課所管分の質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分に入り、追加説明のあと質疑に入りました。

追加説明といたしまして、収入のところの紹介が8ページ、一番下段の民生費負担金、9ページ、一番上段の民生費負担金、10ページ、一番上段の民生費負担金、11ページ、諸収入、12ページ、一番上段の雑入です。歳出ですが、国民年金以外の21ページから25ページが福祉保健課の該当分ですという説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、21ページの障害者介護・訓練等給付事業2,108万円の事業の中身を教えてください。また、24ページ、保育所の事業補助金5,665万6,000円、追加の金額が大きい2つなので、詳しく説明をお願いしますという質疑でした。

答弁といたしまして、21ページの障害者介護・訓練等給付事業ですが、26年度の国や県の納付金負担金の精算による返還金です。今回、補正をあげさせていただいたのは、26年度では予算を多く見積もった結果、不用額が扶助費で約2,800万円でした。このうち、国・県の分を精算して返済する分です。この事業は、障がい者や障がい児の方の住宅、施設入所等の福祉サービスに関する事業です。具体的には、在宅の障がい者、紀北作業所等に通っている方などの障害福祉サービスでございます。国に返済する分が1,419万円、県に返済する分が689万円、合計で2,108万円です。

24ページの児童保育事業ですが、私立保育所の運営にかかる委託費補助金の増額です。増額の要因は、当初では月平均327名で予算編成させていただきましたが、月平均344名、

17名増加ということで、精算見込みによる国県、それから町の補助金を足して、この金額になるものです。国の追加分としては3,161万7,000円、県の負担金が1,580万8,000円、そして、一般財源を増額したものですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、21ページは26年度精算金で、もらいすぎていたので、返すもので、24ページの支出はどういうことか説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、21ページは26年度の精算にかかる返還金です。24ページの児童保育事業の関係は、27年度予算です。当初、見込んだより児童が増えた関係で、国、県、一般財源の補助金が必要になったということです、という答弁でございました。

また、質疑といたしまして、21ページの障がい者に精神障害の方も入っていますかという質疑に、答弁といたしまして、精神障害の方も入っていますという答弁でございました。

また、質疑として、入院されている方の金額も、ここに入っていますかという質疑に、医療が必要で、入院の方は医療のほうで、これは障害福祉サービスの関係で、それに該当する方ですという答弁でございました。

医療費はどこ関係ですかという質問に、熊野病院に併設されているグループホームなどに入っている方が対象になりますという答弁でございました。

次に、補正ではないと思いますが、予算ではどこに出てきますかという質疑に対しまして、障害者介護・訓練等給付事業に含まれますという答弁でございます。

次に、質疑で、歳入8ページ、保育料ですが、先ほどの説明でも、26年度は327人で、27年度は344人に増えたということですが、保育料の負担金は963万円減っています。今回、子ども・子育て支援新制度があつて、他の市町では、たくさん子どもがいる家庭の保育料があがったという報道もあります。

また、年少控除のみなし期間が過ぎて、収入が同じでも保育料が上がったという例もありますが、紀北町の現状は、新制度によって保育料は上がったのか下がったのか、また、保育料は平均でよいのでお願いしますという質疑で、答弁といたしまして、327名は、27年度当初の見込みで、今回の補正では、月平均344人で見込ませていただいています。増えた中で減額の理由は、今年度、国の基準を基にしていますが、去年まで7階層で、利用者負担額を決めていましたが、27年度から10階層にいたしました。

昨年度までは、階層が2から3に上がった場合、3歳以上のお子さまの場合、4,500円から1万3,000円と、1階層上がれば9,000円上がりましたが、今年度からは、その間に1つ階層を入れ、4,500円の上は9,000円と、間に1階層入れることで、保育料の減額につなが

っています。こういう措置をしたことで、単純に試算すると年間約370万円減額になったと推定しています。それから、26年度の保護者の方の収入と、27年度に申し込まれた保護者の方の収入を比較しますと、27年度のほうが平均的に低い関係がございました。その関係で、公費の持ち出しが増えたということと、個人の方が減ったということと、それから、先ほどの年少控除ですが、市町によって上がったところもございますが、紀北町は年少扶養控除があったものとみなして算定していますので、去年より平均は下がっています。

次に、質疑に入りまして、質疑として、年少控除をあるものとみなして、上げなかったことは、子育て支援の大きなことだと思いますので、評価したいと思います。それで、値上げする部分を少なくするために、10段階に変えたということですが、一覧表を前年度と新制度でこう変わったという資料をいただきたいと思います。

保育料が下がったということは、子育てする方には喜ばしいことだと思います。先ほどの24ページ児童保育事業ですが、紀北町には公立と私立の保育所があります。保育料の算定は同じですかという質疑に対しまして、紀北町は公立保育所も私立保育所も利用者負担額は同じですという答弁でございました。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分に入り、追加説明なし、質疑に入り、環境管理課の所管分がわかりません。どのページになるのですかという質疑で、環境管理課の所管分は、25ページと26ページとなりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、この人件費の増額は、職員の増員によるものですか。また、人事異動によるものですかという質疑に対しまして、人事異動によるものですかという答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分の質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分に入り、追加説明は特になし、質疑に入り、36ページ、小学校校舎等施設営繕事業は、本会議で統合に関することとの説明でしたが、もう少し詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、志子小学校の遊具移設が30万6,200円、赤羽小学校の物置設置が46万2,240円、あと一輪車掛け設置工事、講堂雨漏り補修工事、敷地内整備工事、百葉箱設置工事、網戸設置工事、校内放送機器設置工事を計上しました。これは志子小学校と赤羽小学校が統合するにあたって、整備する部分です。

減額分は、非構造部材耐震化事業で、主に体育館の吊り天井を改修しました。当初予算で5,999万3,000円計上していましたが、工事が完了し、実績額が3,965万2,690円でしたの

で、その差額分と先ほどの統合による工事費を差し引きし、1,654万円の減額となっており、という答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、37ページの中学校校舎等施設営繕事業について、本会議では363万4,000円の減額の中に、特別支援関係という説明でしたが、どの学校なのか、どういう内容なのか、詳しく説明をお願いします。また、要保護及び準要保護生徒就学援助事業の51万7,000円の増加ですが、要保護の方が増えたのか、準要保護の方が増えたのか、お聞きしたいという質疑に対しまして、小学校費と同様で非構造部材耐震化事業の当初予算で、838万6,000円計上していましたが、工事が完了し実績額が403万6,695円でしたので、その差額と特別支援学級を設置しますので、その工事費69万8,989円などを計上しました。対象は、三船中学校と潮南中学校です。

要保護及び準要保護生徒就学援助事業は、当初予算では対象生徒を86名見込んで計上していますが、決算見込みでは91名ですが、異動等で追加認定することを考慮し、さらに15万円プラスして計上していますという答弁でございました。

特別支援学級の設置は、三船中学校と潮南中学校ということでしたが、今より生徒の数が増えるので改修するのか。その内容をお聞きしたいのと、要保護及び準要保護生徒就学援助の対象生徒が、86名の見込みが91名に増えたということですが、対象になりますよという説明が重要だと思います。どのようにしているのか、お聞きしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今、小学校6年生の対象児童が、三船中学校、潮南中学校に1人ずつ入学しますので、それらに対応するための改修です。要保護及び準要保護生徒就学援助制度については、広報等で周知しています。また、年度当初に学校を通じて、通知を全世帯に配布しています。保護者の申請によって、援助するとなっていますので、申請いただいて援助していますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、中学校校舎施設等営繕事業で363万4,000円減額していますが、どういうことで減額になったのか、具体的に説明してくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、減額の要因は非構造部材耐震化事業で、赤羽中学校校舎の玄関口に、吊り天井がありますので、それを改修するために当初予算で838万6,000円計上していましたが、工事が完了し実績額が403万6,695円でしたので、その差額分などが減額になります。特別支援教室にかかる改修分は、三船中学校は教室内に間仕切り壁と照明器具を設置する工事ですという答弁でございました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分に入り、追加説明はなく、質疑に入りました。

次に質疑に入り、39ページ、社会教育総務費で嘱託職員等賃金223万5,000円の減額は、どこかの嘱託職員が1名減少したのか伺いますという質疑に対しまして、嘱託職員等賃金につきましては、当初15名分を計上いたしまして、今回、1名を減らして14名分とするものです。この1名減につきましては、島勝公民館の主事分を減らすものだという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、島勝公民館の主事については、嘱託職員の代わりに、他の方を配置するのか。それとも誰もいなくなるのですかという質疑に対し、答弁といたしまして、島勝公民館には今まで常勤の主事を配置していましたが、今年度からは引本公民館の主事が兼務する体制にしましたという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、社会教育総務費の賃金に、割増賃金29万円の減額が計上されていますが、これはどういうことですかという質疑に対しまして、割増賃金は年に2回支給される賞与です。1名減少としますので、賃金や賞与、手当等が減額となりますという答弁でございました。

次に、他の課の所管部分では、割増金額の科目が出ていないのですが、いかがですかという質疑に対しまして、他課の所管部分はわかりませんが、嘱託職員等には月々の給料のほか、年に2回賞与を支給することになっており、当初予算に計上していますので、その部分も減額しますという答弁でございました。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終了し、これで平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についての教育民生常任委員会の所管部分についての、全ての質疑を終了しました。

続いて、討論に入り、反対討論として、今回の補正予算の中には、保険料の新制度に対する調整で、子育て支援で評価する部分もあるのですが、やはりマイナンバー制度は国の制度ではございますが、住民のプライバシーが守れるか、不安が払拭できませんし、その制度に対する予算が含まれているので、反対しますという反対討論がございました。賛成討論なし、以上で、討論を終了し、採決に入り、賛成多数、よって、本案の本委員会所管部分については、原案どおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。追加説明は特になしということでしたので、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本

案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。追加説明は特になしということで、質疑に入り、質疑といたしまして、人件費において正職員は何名、臨時職員は何名ですかという質疑に、答弁といたしまして、後期高齢者医療会計でみている職員は正職員1名分ですという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。追加説明は特になしということで、質疑に入り、質疑といたしまして、歳出7ページの職員人件費194万8,000円は、1人増えたのか、全体での合計でこうなるのかお伺いしますという質疑で、それに対する答弁は、正規職員11名は変わりありません。人事異動の中での増、それから共済組合の負担分が増えたことによる精査によるものですという答弁でございました。

続いて、質疑といたしまして、介護認定を受けている人は何人いますかと。等級別に資料をくださいということで、答弁といたしまして、紀北町全体では、11月末で1,525名ございます。赤羽療では特養の方で、要介護1が3名、要介護2が7名、要介護3が9名、要介護4が13名、要介護5が12名、合計44名ですという答弁でございました。

空きはありますかという質疑に対して、定員50名に対して44名ですので、まだ空きがありますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、予算に全て賛成なのですが、特に精神障害のほうの手厚い予算措置をしていただいているのですが、今後とももう少しやっていただきたいという希望を添えて賛成討論とさせていただきますという賛成討論がございました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。追加説明は特になしということで、質疑に入り、質疑といたしまして、今後の水道事業計画について教えてください。具体的にどの路線とか、老朽化しているところはありますかという質疑に対しまして、今年度の計画ですが、海野の小池地区、三浦地

区など、既存の施設が老朽化していますので、これらの布設替えが主な計画ですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、予算書1ページの簡易水道事業計画の341万5,000円の減について、内容を説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、予算減の主な理由としましては、予算書19ページの第3目の総係費ですが、水道課職員11名の内容、10名が水道事業費用で、1名が簡易水道事業費用で計上しています。簡易水道事業で計上していた職員が、4月の人事異動で本庁と支所で入れ代わりがあったため、簡易水道事業費用の減となっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、4月の人事異動で変われば、6月議会で人件費を補正すべきではないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、平成27年度の当初予算は、平成26年度の職員で予算を組んでおり、その後、4月に人事異動がありますが、人事院勧告等もあることから、本庁では一般会計分も含めて、12月議会で人件費を補正していますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、予算書5ページの平成27年度紀北町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書ですが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっていますが、平成28年3月31日に、この数字になるだろうという予測のデータということによろしいかという質疑に対して、答弁といたしまして、現時点の想定で、平成28年3月31日の予定を示していますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された6案件について、審査の経過と結果報告をさせていただきます。

瀧本攻議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

瀧本攻議長

1時まで休憩をいたします。

(午前 11時 48分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

先の9月定例会において、継続審査となっております、平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果の報告について、報告を求めます。

近澤チヅル君。

近澤チヅル決算特別委員長

午後、最初にスタートとなりますが、よろしくご協力をお願いいたします。

決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算特別委員会に付託されました案件について、審査経過及び結果について報告いたします。

先の9月定例会初日におきまして、決算特別委員会に付託されました、平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件については、去る10月15日及び16日の2日間、委員7名全員出席で審査を行いました。

また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

まず、認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず、「議会事務局」所管分でございます。

課長より説明をいただきまして、審議に入りました。委員から、報償費の不用額3万円はどのような理由で不用となったのかという質疑があり、以前は議員の中で研修の内容を決めて、町村会からまたその他のところから、講師の方をお呼びして研修を行っていたことがあったが、最近は行っておりません。でも、これから講師をお呼びして、勉強しようかという要望がありましたら、研修会の開催を考えていきたいと思っておりますという答弁がございました。以上で、議会事務局所管分の質疑は終わりです。

「総務課」所管分の質疑に入りました。

課長から説明をいただきまして、まず委員から、29ページ第1節の報償から、第9節の賃金まで、それは何人ですか。また残業時間の減少で職員の手当が減額になっておりますが、具体的な数字はどうですかという質疑がありました。報酬は産業医1名の報酬、木ノ内医院の院長、また地域協議会においては両区14名の28名という答弁がありました。また、賃金については総務課所管分で9名分、残業につきましては、時間外手当については、総務課、全課の時間外対象者156名で、年間合計時間数が9,741時間、1人平均で62.4時間という答弁がございました。

また引き続き、他の委員から30ページ、第13節・委託料の中の弁護士費用は何人分ですか。どういう弁護士費用ですかという質疑がありました。弁護士委託料については、顧問弁護士委託料48万6,000円で、何人分というものではなく、楠井法律事務所と契約している顧問弁護士費用で、日々の相談に応じていただいております。

また、他の委員から選挙費の選挙費用の不用額について、国や県に不用額は返還するのかという質疑がございました。それに対する答弁は、町独自の町長選挙や町議会選挙は、町費でできるだけ抑えた形で、執行して精算を行っている。国や県の選挙については、執行経費がその選挙によって、細かく計算され、最終的に町に交付される執行経費の確定金額が通知されます。その中で執行していくということになるが、確定額が決定するには、予算計上をする必要があるため、予算は余分に計上する必要があり、県から交付される執行経費は全て消化し、予算上、残っているのは不用額となります。県に返還することはありません。その不用額は一般財源となりますが、歳入も歳出も多く予算計上するという答弁がございました。

また、続きまして、他の委員から公務災害、嘱託職員の公務災害についての質疑がございました。年間5万円を計上しているが、5万円ではよいのだろうかという質疑に対しまして、議員、条例委員、嘱託職員、臨時職員については、非常勤職員の公務災害補償保険に加入しておりますが、当初予算段階で歳入歳出とも5万円を計上しているが、それ以上の災害補償になれば、補正予算で対応しているという答弁がございました。

また、続きまして、町長交際費についての質疑がありました。これは予算額が50万円になったのはいつごろからか。また、不用額が11万円出ているが、それだけ努力されているし、体面を崩さない程度に抑えた中での使い方をしている。是非これからも続けていただきたい、よい姿勢だと思うという質疑がありました。これに対する答弁は、交際費につ

いては旧町の時、おそらくそれぞれ50万円ぐらいだったと思います。合併後、1つになっても50万円で計上しております。開示請求があれば公開しなくてはいけないということで整理はしております。極力支出は控えるようにしている。また官官接待的なものは今はなくなっているし、祝賀会なども会費制で実施されることが多くなって、この予算の範囲内で最大限活用していきたいという答弁がございました。

続きまして、30ページ第1項、1目・一般管理費の賃金について、残業代が少なくなったということで、162万7,751円の残額となっている。この予算でどれだけの残業代として見込んだうち、これが残ったのかという質疑に対しまして、答弁は嘱託職員の時間外手当は、賃金総額の2%、9名分を計上しています。正規職員、嘱託職員とも極力、時間外勤務をさせないよう努力しています。今回、途中採用の臨時職員もあり、不用額が生じたという答弁でございました。

続きまして、総務課の質疑を終わりにして、「財政課」所管でございます。課長から詳しい説明のあと質疑に入りました。

紀北町の財政状況、5ページに記載されている、ふるさと応援基金、平成26年度の寄附金が221万円、年度末基金残額が1,744万7,000円となっている。この方、6名の方にはどのような対応をとっているかという質疑がございました。ふるさと納税制度は、平成20年度から開始されており、平成20年度から26年度までは、寄附をしていただいた方については、礼状を送付していました。24年度からは、寄附に対する返礼品に注目が集まり、当町においても昨年度から検討を開始し、27年10月1日からは返礼品制度を開始しておりますという答弁がありました。

引き続き、ふるさと納税について、今後の用途について、どのように考えているのか。ある町では目で見て、ふるさと寄附を活用したことがわかるような工夫をしている。紀北町としては、今後、どのように考えておりますかという質疑がありました。平成26年度までは、寄附をいただく際に、総合計画の基本目標、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくりなどの5つの項目と、指定なしの6つから、使用を選択していただいております。22年度は図書費用として80万円を活用させていただいておりますが、今後の使用については、27年度中に検討していきたい。寄附金を活用したことがわかるような表記をすることも検討していきたいという答弁がございました。

続きまして、23、24ページ1目・土地売却収入の詳細についての質疑がありました。これに対しての答弁は、214万2,367円が財政所管分の金額で、3件の払い下げを行いました。

1件は海山区船津、駐車場にありました町有地84.65㎡について、払い下げを行ったもの、紀伊長島区島原、三重県が道路境界対策事業用地として活用したいということで、用悪水路、公衆用道路などを払い下げいたしました。また、紀伊長島区长島の個人所有の田の中に、水路敷25.25㎡を払い下げましたという答弁がありました。

このような町所有地の土地払い下げについては、最終的に誰の判断で行いますか。また、町に寄附をしたいという土地などの相談があった場合は、どうされますかという質疑に対しては、町長の判断で払い下げを行う。土地の寄附は町として、道路などの公共的な使用があれば寄附を受け入れますが、その他の場合は、受け入れておりませんという答弁がございました。

続きまして、紀北町の財政状況、6ページ、臨時財政対策債の移行を見ると、年々増加しておりますが、今後どのような対応を考えているかという質疑がありました。これにつきましては、28年度までの措置であり、普通交付税に変わるので、発行可能いっぱいまで借り入れていく予定ですという答弁がございました。

以上で財政課所管分の質疑を終了いたしました。

続きまして、「出納室」所管分について、報告いたします。

まず課長のほうから、町の預金金利、これは定期預金を運用している。また、歳入、先ほども歳入ですが、歳入の6,350円は、町内管内地図の販売による収入、また、歳出についても、消耗品の購入、また封筒などの印刷、銀行関係という説明をいただきましたが、質疑はございませんでした。

以上で、出納室関係の報告を終わります。

続きまして、「企画課」所管分でございます。課長から詳しい説明を受けたあと、質疑に入りました。

委員から、企画総合事業で予算が1,359万4,000円で、支出が743万4,000円ですが、これは計画に対して実行できなかった事業があったのですかという質疑があり、これに対する答弁は、当初は予算額が1,359万4,000円で、県の支出金、合併支援交付金802万4,000円と一般財源が557万円という予定でございましたが、今回、743万4,000円の決算となりましたので、合併支援交付金については財政課のほうで、他の事業に使われたため、0円に変更されております。交付金は他の事業に充てているので、実施予定の事業を中止したということではありません。合併したことにより県から交付金をいただけることになっており、それを町の事業に充てており、この事業に充てなくても、他の事業に充てておりますという

答弁がございました。

ほかに、三重県の市町村合併交付金は5億円いただいておりますが、これは総合計画策定、河川、道路の改修、体育館の改修、ごみ減量化事業、地方バスなどの事業費に充てておりますという答弁でした。

その5億円は、26年度のみ金額ですか。県からの5億円、27年度で終了するのですかという質疑に対しては、この5億円は合併から10年間分の金額の合計ですという答弁がありました。そして、26年度で、この制度は終了しており、全て使い切ったと思いますという答弁がございました。

また、先ほどの予算の中身について、再度、質疑がありました。予算額が1,359万4,000円、その結果、予算を使用したのが743万4,000円、その差額は予定していたこと金額が下がったためなのかどうかという質疑がありました。当初は、1,359万4,000円で計画しておりましたが、地域振興施策の看板設置委託料は、入札が下がっており、管内図の作成についても、当初は各1,000部の印刷を予定しておりましたが、地域自治区が廃止になるということで、各100部に変更し、それらの減額により事業費が743万4,000円となりましたという答弁がございました。

続きまして、原発立地の予算について、これは何にでも使える予算なのですかという質疑がございました。昔は電源に関連する地域でしか使えないと聞いていましたが、今は町内であれば使えます。志子保育園の職員の賃金には、昨年度も使っております。電源立地地域対策補助金は1,145万円を、企画課で歳入として受け、財政課において充当する事業を決定しておりますという答弁がございました。

また、10周年記念誌について、編集委員への報酬があり、記念誌には若者の座談会がありましたが、謝礼は支払っておりますかという質疑に対して、座談会の出席者にも同様に支払いをいたしておりますという答弁でした。

また、統計関係の費用につきまして、経済センサスの予定が調査区設定として、116万6,000円かかっておりますが、業務の内容はどうかという質疑におきましては、詳しい内容はよくわかりませんが、調査区設定を行い、調査員16名で実施しています。経済センサスとは、5年ごとに実施するものであり、経済センサスは事業所、企業の基本的構造を新たに作る経済センサス、基礎調査と事業所、企業の経済活動の状況を明らかにする経済センサス調査活動の2つから成り立っております。経済センサスに作成される経済構造統計は国勢統計（国勢調査）国民経済計算に準ずる重要な統計として、統計法という法律に

基づき、基幹統計に位置づけられております。調査区設定については、25年度に基礎調査と名簿の作成、26年度に基礎調査を実施しましたという答弁でした。

続きまして、小松原住宅に対する質疑がありました。小松原住宅だけが企画課所管であるが、町営住宅との違いは何か。また、小松原住宅なら世帯の所得は高くても、入居は可能なのですかという質疑に対しては、平成25年度に開発公社が解散となった際に、住宅は企画課の管理となりました。建設課管理の町営住宅は、所得などに応じて家賃を計算していることもあり、家賃を定額3万円として管理を行ってきた小松原住宅を、その時点から公営住宅法の計算に合わせることも困難でしたので、引き続き、企画課が管理することになりました。また、所得が高くても入居は可能ですという答弁でした。

さらに住宅につきまして、低額所得者のための町営住宅というものもわかりますが、優良納税者を町外に住まわせているのはもったいないと思いますので、町営住宅の何割かを小松原住宅のような入居条件に、所得が関わらない住宅に変えてもらえばいいと思うという質疑に対しては、町営住宅は補助金をもらって建設している住宅ですので、公営住宅法に沿って管理形態を変更することは難しいと思われまます。小松原住宅においては、入居者の移動は非常に少ないという答弁でした。

さらに小松原住宅については、他の委員からも、6件入居されており、浄化槽の管理は町が行っているとのことですが、住居者から費用をいただいているということなのかという質疑に対しまして、小松原住宅については、町から6万4,044円で浄化槽の保守点検及び清掃を委託していますという答弁がございました。

続きまして、ホームページについての質疑がありました。32ページ、2項、13節・委託料1,183万8,960円の企画課分の内、町ホームページ管理委託料について、かなり割合が大きいのと思いますが、金額と委託先、管理内容を教えてくださいという質疑に対して、金額の大きいものは行政放送の製作費をZTVに委託しており、1,156万320円です。ホームページの保守点検については、アイブレーンに委託しており、27万8,640円です。内容はホームページのシステム管理を委託しておりますという答弁でした。

また、ホームページについて、町のホームページについては、企画課の職員は満足しておりますか。現在は町外の業者に委託されていますが、町内での委託も検討していただきたいという質疑に対して、町の職員、現在よりも良いものにしていかなければいけないと考えております。担当課で修正できる範囲とはいえ、他課の職員の協力もしてもらいながら、相当、職員は苦勞して修正をしております。また、町内の業者の委託に関しても、可

能な業務などの研究を行っていきたいと思いますという答弁がございました。

次に、広報きほく事業についての質疑がありました。8,300部発行しておりますが、自治会の加入世帯などによるものですかという質疑に対して、各自治体への送付分や町に在庫として保管する分も含めた数になっているため、それらの世帯数よりも多くなっている。以前は8,800部印刷していましたが、精査の結果、現在の数に減らしていますという答弁がございました。

続きまして、19節・負担金及び補助金のところで、中間サーバー負担金98万1,000円について、中間サーバーの内容と、毎年支払うものになるのかという質疑がございました。これに対しては、平成26年度は98万1,000円、平成27年度は、整備・構築にかかる費用653万6,000円、平成28年度以降は保守点検代として、毎年192万6,000円を支払うことになっております。中間サーバーについては、正式には中間サーバープラットフォームという名称で、全国に2箇所設置される、各地方公共団体が整備するクラウドハードウェアで、各市町が保持するデータをやり取りするものですという答弁があり、企画課の所管についての質疑は終わりました。

続きまして、「税務課」所管の質疑に入ります。課長から詳しい説明がございました。

そのあと、質疑に入りました。委員から32ページ、第3節の還付金についての質疑がありました。この内容はという質疑で、還付金の中で多いものは、個人住民税の場合、期限後の確定申告などによる還付金や、法人町民税が中間納付制度を利用した場合に、確定税額が下回って還付が発生するケースが多くなったこと。また、固定資産税については滅失家屋の申し出による還付金などがありますという答弁でした。

続きまして、38ページの第2目・賦課徴収、第3節・賃金について、納税相談員の職務内容について、どういうものかという質疑がありました。納税相談員は、主に滞納者宅へ訪問していただいたの集金や口座振替の推進をしていただいております、賃金は集金1件につき600円ですという答弁でした。

さらに他の委員から、町税において上がっている要因は何だったのかと思いますか。町民の納税意識が上がっているということなのですかという質疑に対しては、前年比で2%上がった要因としては、町県民税の特別徴収の推進や企業利益が上がり、設備投資が増えたこと。ソーラー発電施設が増えたことも加え、四輪の軽自動車の登録台数の増加によるものですという答弁がありました。

また、町民の納税意識については、税を取り巻く環境は、長期にわたる景気の落ち込み

の中、厳しい状況が続いており、その中で町民の皆様は納税に対する理解をしていただくために、今まで以上に公平、公正という基本方針を堅持し、信頼をいただく中で、納税の確保への取り組みが必要だと考えております。

また、他の委員から徴収率が上がったことについて、職員の皆さんが苦勞されたのではないかと。また、無理な徴収はしていませんかという質疑がありました。税務課全体で徴収対策を進め、各担当者が自分がしなくても、ではなく、自分が何かできないかと考える。もしくは過去の責任ではなく、自分の時に何とかすると考える。今に満足せず、他にも何かできないかと考える、そういう気持ちや考えを持つようにして、未収金を減らしていこうという考え、未収金削減に意欲を燃やす職員が一丸となった努力の成果だと思っております。

未収金対策として、みんなで取り組むようになったことで、職員がすべきことを、すべき時期にするようになり、ほかに何かできないか。やり残しはないかなどを考える職員が増えたことで、未収金を生み出さないという体質ができつつあり、徴収率が上がったのだと思う。徴収方法について、どうしても支払いに応じていただけなかった場合は、地方税法に則り財産調査のうえ、預金や生命保険などの差押えなどを行っておりますという答弁でした。

さらに徴収率は具体的にどのぐらい上がりましたかという質疑に対して、以前は県下29市町中、29番目の徴収率でしたが、平成26年度は、町県民税のみの結果しか出ておりませんが、29市町中18番目となっておりますという答弁がありました。

以上で、税務課の質疑が終わりました。

続きまして、「住民課」の所管でございます。

住民課の課長から、歳入について、戸籍住民手数料や国民健康保険基盤安定事業費の負担、また、社会福祉などの詳しい説明がありました。歳出についても、住民情報システムやマイナンバー制度に対応するための予算、また身体障害者、老人福祉、児童福祉、一人親家庭などの詳しい説明がございました。

質疑に入りましたが、質疑はございませんでした。

続きまして、「福祉保健課」所管分でございます。

課長から詳しい説明を受けたあと、質疑に入りました。委員から災害援護資金貸付金返還金の平成26年度収入済額が2,952万8,159円とありますが、この金額は平成16年災害の貸付金ですかという質疑がありました。それに対する答弁は、平成16年9月29日の水害に

対しての災害援助法が適用され、生活再建に必要な資金として、309世帯、4億3,310万円が貸し付けられました。その中で、26年度に納付された金額が2,952万8,159円で、内訳としては26年度現年度分が168世帯、2,820万7,839円、過年度分が32世帯、132万320円で、合計200世帯です。未済額は4,522万8,337円、72世帯が滞納です。

福祉保健課といたしましては、集金に出向いたり、個別の納付相談を実施しております。でも、平成28年3月末を期限として、最終の貸付金を三重県に返済することになりますが、未納分、約2,900万円台と想定しており、町がいったん立て替えて支払い、その後は、町が債権者となって未済分の徴収にあたる予定ですよという回答があり、さらにこの貸付金、連帯保証などはないのですかと。もう死亡された方もおるのではないかとこの質疑がございました。

回収にあたっては、大変厳しい状況になり、でも、この貸付金額、もっとも多く借りた方は150万円で、月々の返済額としては定額で1万9,820円が引き落とされております。この金額が難しいと言われる方には、分納の提案をし、毎月の金額を下げ納付していただいております。そのようなこともあり、今年度は月に20万円から30万円程度は、回収できたと思います。全て回収することは難しいと思いますが、引き続き粘り強く回収を続けていきたいという決意の答弁がございました。

これで、福祉保健課の質疑は終わりました。

続きまして、「環境管理課」所管の報告でございます。

課長から詳しい説明のあと、質疑に入りました。委員から、52ページ、やすらぎ苑組合負担金の2,552万1,000円について、今年度の紀北町と大紀町の負担割合はどうかという質疑がございました。26年度につきましては、紀北町が60%、大紀町が40%。27年度は紀北町が56%、大紀町が44%となりますという答弁がございました。

次に、委員から、53ページ清掃費、EM菌の購入について質疑がありました。白石湖などへ投入しているということですが、いくら金額をかけて、平成26年度でどのくらいの減少の効果があったのか聞かせていただきたいという質疑でございます。平成26年度は、EM菌の団子、白石湖には500個を、12カ月間、合計6,000個を投入しております。事業費は白石湖のほかにこぶた川、下倉川への投入を合わせると44万円です。3年前の2012年8月の時点で、海底の透明度が良くなって、ガンガゼやナマコがはっきり見えるようになったと報告されておりますという答弁に対して、また、委員から今から3年前のデータということですが、毎年、報告は受けていないのか。また、効果があるのなら、ほかにも範囲

を増やしてやっていってどうかという質疑がありました。

このことについて、答弁は文書での報告はありませんが、口頭で効果があると報告を受けております。また、投入の範囲を広げていくかどうかについては、関係団体と協議、相談をしたうえで、検討したいという答弁がございました。

続きまして、委員から海山と長島のリサイクルセンターの修繕料、保守点検料などの金額、また需用費が2億5,000万円となっているけれども、1年間の明細について、資料の配布をお願いしたいという質疑がありまして、その資料につきましては、各議員の皆様にもお示しさせていただいております。ご覧ください。

この明細をいただいたあとの質疑でございますが、修理費に対しましては、町内の業者に発注していただくような意識を持つべきだ、そういう意図がありますかという質疑に対しまして、両リサイクルセンター共に、同じ認識ですが、コンピューター関係など専門的な知識の必要な中核の部分の修繕については、建設当時に工事を請け負った業者をお願いせざるを得ません。しかし、それ以外の修繕などについては、できる限り町内業者に発注するよう、両リサイクルセンター所長にも指示していますという答弁がございました。

また、先ほどのEM菌の検査についても、再度質疑がございました。水質検査の結果について、良くなっているということだったら、P P Mなどの数値で確認しているとのことですが、結果の一覧表はありますかという質疑に対して、26年度の水質検査の結果は、11月号の広報紙に掲載される予定です。紀伊長島区においては、河川が6箇所、海域が5箇所、海山区では河川が4箇所です。いずれも基準値をクリアーしております。

さらに、この答弁に対して、P P Mなどの数字が前年度の数値と比較ができる資料であるかどうか。予算を使ってEM菌を投入した結果、水質が改善されているかどうか評価できるのは、数値しかできないわけですから、その点についての課長の所見を聞かせてほしいという質疑に対しまして、誰が見ても、ひと目でわかるような資料を作成することが、行政の務めであると思います。これまでは単年度の数値を公表してきましたが、先ほど委員からの指摘もあった範囲の拡大も含め、検討していきたいと思いますという答弁がございました。

また、他の委員から、続きましては、R D F関係の質疑がございました。R D F処理料値上げは、全員協議会でも説明がありましたが、三重県企業庁への支払いなど、どのようになっていますかという質疑に対しましては、R D Fの焼却灰の処理委託料が336万8,038円で、三重中央開発株式会社に処理を委託している。R D Fの処理委託料は、海山が

632万1,828円、紀伊長島が1,592万4,000円で、合計が2,224万5,828円です。その他RDF運搬委託料、RDF残渣処分委託料などがあり、両リサイクルセンターの合計が4,560万2,576円です。そのほか、施設管理料や保守点検料の委託がありますという答弁でした。

続きまして、他の委員から、11節・医薬材料費としては、どのようなものか。また、殺菌剤も使っているのかという質疑に対しまして、医薬材料費は主に消石灰代で、両センター分231万2,620円です。殺菌剤は使っておりませんという答弁がございました。

また、他の委員からリサイクルセンター管理運営事業、その中で灯油はかなりの量を消費しているが、灯油の購入方法と、その単価の決定はどのようにやっているのか。また、年間契約なのか、月間契約なのか、契約期間内に価格変動があると思いますが、その点はどうかという質疑に対して、灯油は町内に事業所を有する業者を指名して、入札により納入業者と単価を決定しております。また、毎月業者を選定し、そうすることで、灯油代の価格変動に対応できるようにして、両センターともに同じ業者に納入していただいておりますという答弁がございました。

また、他の委員から、経費削減が必要であると思うが、電気料金に関しては来年から電力供給が自由化されるが、安いところから供給してもらうなど、経費を削減する検討をしていただきたい。そういう質疑がありました。電力については、昨年度から中部電力やその他の業者から自由化についてのお話は聞いております。リサイクルセンターの電力使用量の規模に合わせて、供給できる電力会社を選択したいと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、また、他の委員から両リサイクルセンターのそれぞれのごみの処理量について、そして、また不燃物処理場についても、26年度末で年間どれぐらいのごみが運び込まれ、あとどれぐらい余裕があるのかという質問がございました。リサイクルセンターのごみの搬入量は、紀伊長島リサイクルセンターが3,353トン、一方、海山リサイクルセンターは3,123トンです。不燃物処理場におきましては、平成26年度の実績で、紀伊長島不燃物処理場は約483トン、海山不燃物処理場が220トン、そして、紀伊長島、海山いずれの不燃物処理場においても、町の財産ということであり、長い間、存続させていきたいと考えております。平成25年4月には、コンクリートブロック、26年度4月に、瓦の搬入制限を行いました。その結果、26年度の不燃物の搬入量が大幅に減っています。今後とも、住民の皆様、業者の皆様にご理解いただき、できる限り長い間、存続できるように努めていきたいと考えておりますという答弁がございました。

また、さらにごみ収集のパッカー車の管理に関する質疑がございました。パッカー車について、ごみの収集の委託で運営しておりますが、もし事故などがあった時、業者に任意保険の保障については、業者に任せているのかどうか。事故があった際には、業者側が対応するのかどうかという質疑がございました。これに対する答弁は、電柱などに接触した場合は、業者のほうで車両を修理していただくことになっておりますので、任意保険に加入していただいております。保険証書の写しによりますと、対人が無制限、対物が無制限のものに加入していただいております。任意保険に関することについては、事故の際の手続きについても、全て業者側で対応することになっておりますという答弁がございました。

以上で、環境管理課所管分の質疑は終了いたしました。

瀧本攻議長

近澤委員長、休憩15分とりますか。

瀧本攻議長

それでは、2時10分まで休憩といたします。

(午後 1時 52分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開きます。

(午後 2時 09分)

瀧本攻議長

先ほどの発言の中で、決算特別委員長より訂正の発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

決算特別委員長。

近澤チヅル決算特別委員長

それでは、訂正いたします。企画課の電源立地の予算というところを、私が原発立地の

予算と読み間違えましたので、訂正してお詫びいたします。電源立地の予算でございます。よろしく願いいたします。

それでは、休憩に引き続きまして、決算の報告をさせていただきます。

「農林水産課」所管でございます。

課長から詳しい説明をいただきまして、質疑に入りました。林業費、水産業費について、大幅に減額されておりますが、その理由は何かという質疑がございました。これに対しての答弁は、減額のほとんどが3月補正時の補助事業の精算によるものです。林業費においては、森林環境創造事業や町有林造成事業のように、当初予算計上は、要望額において予算計上しますが、国や県の補助金額の決定や事業費の確定に伴い、3月補正で減額補正をしております。水産業費の減額については、矢口漁業海岸、三浦漁業海岸の同様の内容ですという答弁がございました。

また、5目・分収造林費について、当初予算額と決算額では60%以上の差が生じている。町有林については、地場産業であり、林業について町有林の地場産業である。そのことから、町有林関係の状況はどうなっているのかという質疑がありました。これに対しては、分収造林事業におきましては、森林総合研究所との分収契約によって、町が造林事業を行っております。町は森林総合研究所へ要望額を当初予算に予算計上しますが、森林総合研究所への国の予算状況は、26年度は特に厳しく、年度途中において調整も図りましたが、大幅な予算減額となりました。

国や県への要望は、補助額の確定前に事前に補助額を知ることができるものもありますが、森林総合研究所の場合、国からの確定のあと森林総合研究所内において、予算配分が行われるため、町への予算決定までにタイムラグが生じることとなります。また、町有林の管理、造林事業に関しましては、国県の補助金を活用しながら行っております。山林作業員が行う部分、また、森林組合等に委託する部分の区分をして管理を行っております。林業の技術の伝承という部分について、町有林の施業を行う町の直営作業員を多く抱えたほうがいいのか、森林組合を含めた民間事業体に委託事業を多く出していったほうがいいのかは、現在、森林組合と相談を行っております。基本的には、民間で行うことができる事業については、民間への委託事業を行っていく方向で、町長を含めて検討しているという答弁がございました。

さらに、町有林の国の補助の減額に伴い不用額も出ているが、国や県の補助金だけにたよらず町有林を守ることも、町長も含めて考えるべきだという質疑に対しましては、国の

予算が付かないとやらないということではなく、町の基盤産業であり、林業を後世に残していくためにも、国の予算だけに頼らず林業を緑の公共事業として位置づけ、町有林造成事業も行っていくとの方向性を、町長も理解していただいていますという答弁がございました。

続きまして、有害鳥獣駆除事業について、質疑がございました。実績また25年度の対比状況についての質疑でございます。有害鳥獣頭数は、イノシシ157頭、シカ272頭、サル50頭を駆除している。前年比については、イノシシが12頭減、シカが90頭増、サルが21頭減となっているとの答弁がありました。

続きまして、他の委員から林業だけでなく、農業や漁業関係で地元産品の情報発信活動を農林水産課としてやっています。それはどのような内容なのかという質疑がございました。ヒロメ協議会を中心に、販売促進をし、東京と大阪で開催されるシーフードショーへの出店補助として、会場へ出向き業者と一緒に情報発信を行っていく。また、農業におきましても、アグリフードショーへ最先端の農業の情報収集のため出向いているという答弁がございました。

次に、水産業振興費の委託料、種苗放流について漁業組合などと相談で、予算化しているのか。また、予算について増額要望をしていく方向でいいのかという質疑に対しましては、予算額としては、毎年同額を予算化しております。外湾漁協、海野漁協、各地区の役員が加盟している紀北町水産振興連絡協議会の中で、数量を検討していただいて、予算編成をしておりますという答弁がございました。また、増額要望をしていきたいという重ねての答弁もございました。

以上で、農林水産課所管の質疑を終わりました。

続きまして、「商工観光課」所管について、課長から詳しい説明のあと、質疑に入りました。

委員から、道の駅の電気自動車の充電設備がどのぐらい使われたのか、実績はという質疑に対しまして、道の駅マンボウで112件、海山道の駅で58件、始神テラスで123件、3施設の合計で293件の利用という答弁がございました。

続きまして、委託事業について、古里温泉、キャンプinn海山、けいちゅう、この3つの平成26年度の収支状況はどうなのかという質疑がありました。古里温泉については、2,786万9,043円の赤字、紀北町森林公園オートキャンプ場、キャンプinn海山は、989万1,570円の黒字、体験型イベント交流施設けいちゅうは266万8,000円の赤字という答弁でした。

古里温泉とけいちゅうについては、例年赤字が続いており、対策はどう考えているのかという質疑に対して、古里温泉につきましては、平成22年度までは黒字で推移していましたが、その後、23年以降、赤字が続いております。今後、施設の改修であるとか、そういうことも含めて、全体的な見直しをしていかないと、現状のままの施設のままの運用で、黒字にしていくことは、なかなか難しいのではないかと。また、お金をかけながらやるということも視野に入れながら、検討していきたいと思っておりますという、またけいちゅうについては、スポーツ合宿の受け入れを進めており、だんだんと増えてきているのが現状ですが、大きい部屋が3つしかないというのが現状であり、この改修を含め考えないといけなと思います、お金のかかることをございますので、すぐにできかねると思っております。そこを含めて黒字化を図っていきたいという答弁がございました。

また、委員から観光PRについて、平成26年度テレビ番組製作などで、約500万円を使っている、継続してやっていくべきかという質疑がありました。観光PRについては、昨年度は主に熊野古道世界遺産登録10周年もあり、PRをいたしました、今年度も同じように続けていきたい。今年は地方創生の先行型事業もあるので、これまで以上に強化して、今年もPRについては進めさせていただきたいという答弁がありました。

また、さらにこのPRについて、違った形のPRも必要ではないか。地方から我々行政の力で発信することによってPRするという方向にするべきではないかという質疑もありました。これに対しても、今年もNHKがつい先日、銚子川の特集を組んでおりました。数年前にもBS朝日で銚子川、またNHKひるどき日本列島という番組で、渡利かきの宣伝をいたしました。情報提供をして取り上げていただければ、お金をかけずにテレビ放映をしていただけます。そういったことも含めて強化をし、紀北町のPRを進めていきたいという積極的な答弁がございました。

以上で、商工観光課所管の質疑を終わりました。

次に、「建設課」所管分でございます。

課長から詳しい説明をしていただいたあと、質疑に入りました。委員から急傾斜地崩壊対策事業、予算額で2,073万2,000円、決算額で1,075万4,000円と、半分程度しかできていないが、半分しかできなかつた理由は、という質疑に対して、急傾斜地崩壊対策事業については、予算額が2,073万2,000円でしたが、その事業の27年度への繰越が997万8,696円という答弁がございました。

また、さらに他の委員から、県道だと思いが、矢口浦のバイパス工事に関し、26年度に

町が関わりを持った部分があるのかという質疑に対しては、バイパス工事の26年度の町の関わりは、事業自体への関わりはありません。用地買収の際に、県担当者とともに地権者との調整を行っております。全体延長が1,820mあり、事業期間は平成15年度から平成30年度の予定です。現在の進捗状況は、用地買収で若干残っております。進捗率は63.7%ですという回答がありました。

以上で、建設課所管の質疑は終了いたしました。

続きまして、「危機管理課」所管の検討結果を報告いたします。課長から詳しい説明のあと、質疑に入りました。

委員から災害対策費の委託費で、相賀地区と山本地区の雨水対策調査337万円をかけて実施したとありますが、検査結果報告書は、またその成果品は閲覧できませんか。また、概要版でもいいので、報告書のコピーはもらえませんかという質疑がありました。これに対して、完成品は危機管理課に備えており、閲覧していただくことは可能です。概要版というのはページ数が多いことから、全部をコピーするのは難しいが、閲覧は可能です、そういう答弁がございました。

また、他の議員から消防団の出動経費についての質疑がありました。かなり少額となっているが、理由は何なのか。そして、消防団の出動にあたっては、いざという時に人数が少ないということを聞くのですが、平成26年度以降の消防団員の招集の考え方をお聞きしたいという質疑がございました。これに対して、消防団への報酬としては、水防費の報酬195万5,000円と、委託費の308万8,068円の内、樋門委託費として130万9,740円を支出している。26年度は非常に出勤回数が多かった年度ですが、若干、不用額が出ているのは、出勤回数が多いため、27年度の1月から3月分を見込んで、12月補正予算を計上した結果で、この不用額が出ております。また、消防団の皆さんに、人数につきましては足りない時には、消防団員だけでは不足するといった場合は、他の消防団員への応援の出動を依頼することなども行っております。以前から災害の状況が悪化してからの招集は、非常に動きがとりにくく、対応に困るという話は聞いております。早めに消防団員の皆様に、万全の体制を整えてもらうことについては、招集のタイミングや招集人数については、今後とも課内で検討を行っていきたいと考えておりますという答弁がございました。

また、次に防災無線戸別受信機の購入実績300台で、1,134万円となっている。300台という数はかなり多くなっているが現状はどうなのかという質疑がございました。防災無線戸別受信機については、貸与を開始してから10年近く経過し、老朽化に伴う故障による交換

が多いです。一番多いのが乾電池の液漏れによる故障です。また、現在の戸別受信機は生産を終了しており、在庫不足で平成25年度に19台しか購入できなかったという事情があり、平成26年度の購入数が増えています。平均すると150台から200台の戸別受信機の確保が必要となっているという答弁のあと。

さらに委員から、10年経過すると電池の液漏れが多くなり故障する。電池を入れておかなければならないと思う、停電の時のことを考えると、電池を入れておかなければならないと思う。また、戸別受信機1台の購入費用はという質疑に対して、1台3万5,000円程度です。液漏れによる故障を防ぐために、1年に1回は電池交換を行ってほしいと、防災訓練の際や行政放送や広報で周知に努めておりますという答弁がございました。

ちょっと失礼します。失礼いたしました。

続きまして、この戸別受信機について、現在、生産中止となっていると聞きましたが、今の状況からいつごろまでもつのかという質疑に対して、今年度の予算計上分150台の購入はすでに終わっております。現在の在庫は352台となっており、2年程度でなくなってしまうこととなります。現在の防災無線戸別受信機が使用できるのは、平成34年11月末までとなっております。これは国際的な協定があり、国がこれを批准したことによるものですが、現在の受信機の仕様では使用することができなくなり、受信機を改修して使用することも可能ですが、機器自体の老朽化の問題もあり困難であると考えているので、平成34年度までには、デジタル無線化のほか、新しい方式に移行することも含めて課内で検討を行っておりますという答弁がありました。

以上で、危機管理課所管の質疑を終わります。

続きまして、「学校教育課」所管の質疑に入りました。課長から詳しい説明のあと、質疑に入りました。

学校で行われております太陽光発電の収入金額はどうなっておりますかという質疑に対して、太陽光発電収入は合計24万3,143円、相賀小学校、西小学校、それぞれ発電容量があり、売電量は、毎日の発電量から電気使用量を差し引いた分を、1カ月分合計しており、月によってバラツキがありますが、中部電力へ購入しておりますという答弁がございました。

さらに、14節の使用料及び賃借料は、パソコンのセキュリティーの更新や、パソコンの買い替えの分だと思いが、買い替えた分の古いパソコンの処理方法はどうなのかという質疑がありました。これに対する答弁は、小学校、中学校とも不正アクセス防止などのセ

セキュリティーボックスをインターネットの出入口に設置している。小学校11校、中学校4校に設置しており、あと有害サイトへのアクセス防止のためのコンテンツフィルターをかけております。また、平成26年度は、教師のパソコンを買い替えました。古いパソコンの処分ですが、役場にも処分するパソコンが多数あり、町の施設にあるパソコンを廃棄するということもありましたので、その際に、学校のパソコンも処分していただきましたという答弁がございました。

また、委員から小学校、中学校に通う児童生徒の要保護、準要保護家庭の件数が増えているが、何件、何人ぐらいいるのか。また、その支援の内容は、どういう状況かという質疑に対して、小学校では生活保護家庭である要保護児童8名、準要保護児童130名、合計138名。中学校では、要保護生徒4名、準要保護生徒91名、合計95名。支援の内容ですが、学用品及び通学用品費、また新入学用品、修学旅行費、給食費を補助しております。また、ほかに日本スポーツ振興センター保険掛け金などを補助しております。給食費は全ての金額のだいたい7割ほどを占めておりますという答弁がございました。

また、他の委員から奨学金について、新規貸与者4名、合計16名という説明でしたが、貸与が予算の半額ほどで、新規貸与者が4名というのは少ないのではないかと。推進にあたってはどのようにされているのかという質疑がございました。これについては、平成26年度は少なかったが、過去には10名を超えることもあった。また、奨学金制度の充実については、真摯に受け止め、貸与額を大学生については、月額2万円、高校生は月額8,000円でしたが、平成25年12月議会で、平成26年度からは大学生は、月額2万円と3万円の選択、高校生は月額1万円とすることになっており、今後、充実は社会情勢、近隣市町の状況を見ながら推進していきたいと考えているという答弁がございました。

以上で、学校教育課所管の質疑は終了いたしました。

続きまして、「生涯学習課」所管の報告をさせていただきます。課長から詳しい説明のあと質疑に入りました。

委員から、郷土資料館費の330万3,590円の支出は、海山と長島の1館ずつなのか。また、報酬と賃金、どういう位置づけになっているのかという質疑がありました。これに対して、一番多い委託料191万5,200円、これは長島の郷土資料館の管理人の委託費です。

ちょっと失礼します。海山の管理人は、海山は主事ということで、嘱託職員を置いております。330万円の200万円は、この委託料の長島分、あとは消耗品や浄化槽でございます。また報酬については5万円であります。海山の館長、また、郷土資料館の運営について

協議していただく運営委員を置かせていただいておりますが、委員が4名ずつ1回5,000円で、1回ずつ開催している、これが報償費の内容、また、賃金については海山郷土資料館清掃管理の方をお願いしているのです、この賃金でございますという答弁ございました。

さらに郷土資料館につきましては、郷土資料で古い歴史のある資料を受け入れ、保持していく必要があるが、そのための予算は毎年この額だけで、やっていけるのかという質疑がございました。収蔵品の保全につきましては、一番気をつけていることが、防虫剤です。定期的に切らさないよう変えております。今のところは、この金額で足りております。貴重な古い資料がいったん修理しないといけないとなると、安い金額では無理ですので、その必要があった時は、当初予算、補正予算をお願いして、修理させていただくこととなりますという答弁がございました。

また、さらに委員から、図書の選定委員についての質疑がありました。選定委員の費用負担をしているのかどうかという質問でございます。運営委員会は紀北町なので、海山も長島の人もおりますが、その際、お茶代ぐらいの費用負担は考えるべきではないのかという質疑がございました。今、選定委員会というのはございませんが、紀北町図書室運営委員会という選定ではなく、運営まで範囲を広げて審査をいただく会議をつくっていますが、報酬は支払われておりません。紀北町は3館、多目的会館、町民センター図書室、児童館、3館でございますが、お茶代などについても、何年も前から出さないこととなっておりますという答弁がございました。

図書館運営選定委員であれば、今の話、ボランティアでいかななくてはいけないということですが、お金ばかりではないという面もありますが、最低限の費用弁償を、これからやっていくべきか、このままでいいのか、課長の所見をお伺いしますという質疑がありました。

今、この委員は、各区3人と、中学校の国語の先生、今は紀北中学校の先生に来ていただいておりますが、7人で行っております。交通費、ガソリン代というのは発生してきますが、報酬はございません。交通費もなしという形をお願いしております。今後の検討課題になるかと思えます。また、図書運営委員会だけに出す、出さないという議論はできませんので、町全体として考えていくべき事項だと思えます。現段階におきましては、無報酬でお願いしたいというのが、町の姿勢ですという答弁がございました。

また、次に、委員からは紀北町内のスポーツクラブに、どれぐらいの予算があるのかという、また、その対応はどうなっているのか。道具の支援なども考えてやってもいいので

はないかという質疑がございました。

体育協会に所属しているソフトボール協会、サッカー協会というものが、今、17団体あります。小学校のスポーツ少年団が8団体、中学校でサッカーと硬式野球1チーム、漏れがあるかもしれませんが、今のところそうです。

この団体に対して、年間190万円の活動助成をしている体育協会から、各スポーツ少年団に対して、年額1万2,000円を活動費として支給させていただいております。金銭的な支援でございますが、このほか、常時、練習をしたり、体育館の使用に対して便宜を図り、施設の使用料も無料ということ。また、東海大会や全国大会へ出場する場合には、選手派遣補助金ということで、旅費の一部を助成している。また、その道具については、今の段階では難しいと考えているという答弁がございました。

さらに委員から生涯学習課は、平成26年度から強化して、スポーツ合宿を誘致しようとしている。26年度はあまりできていなかったのではないかという質疑がございました。これに対して、スポーツ交流の誘致にかかる旅費関係は、公用車で行かせていただいております。ガソリン代と高速代が中心で、少額になっております。26年度は京都、18の大学、愛知県16の大学を回ってきました。また、県内では高校、大学、小学校のチームを回るといことで、13件、行っております。業務の都合をつけて、26年度は一泊二日を2回、県内日帰りを数回実施いたしましたという、積極的な答弁がございました。

続きまして、生涯学習課の質疑は終了いたしまして、次に、「水道課」所管の質疑でございます。水道課の課長の詳しい説明のあと、質疑に入りましたが、質疑はございませんでした。

以上で、26年度一般会計歳入歳出にかかる全ての課の質疑を終了し、討論に入りました。賛成討論、反対討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

ただちに質疑に入りました。国民健康保険料の不納欠損額と収入未済額について、どうなのかという質疑に対して、不納欠損額731万52円ですが、対象世帯は61世帯、国保料分、また国保税分、両方の滞納がございます。また、収入未済額は1億3,154万8,097円で、保険料の滞納となっております。収納率は26年度、75.22%でしたという答弁がありました。

状況は良くなっているのか、それとも悪くなっているのかという質疑に対しまして、不

納欠損については、金額は減少しております。過去5年間の状況をみますと、少なくなっております。不納欠損については、不納欠損額が異なっているけれども、26年度の滞納者は489人ですという答えでした。

また、レッドカードとか、イエローカードとかいった具合の保険証はあるのですかという質疑に対して、国保の保険証には、1年間の通常の保険証のほか、短期証として6カ月、3カ月、1カ月の期間の保険証がありますという答弁がございました。また、他の委員から、お金がなくて払えない方だとすると、命に関わる大きな問題だと思う。滞納者にお金があるのか、ないのか判断するのは難しい。命を守ることが行政の大きな役目だと思いますが、ここに力点を置くべきではないかという質疑もありました。

これに対して、滞納者に対しては、一定の基準に基づく対応をしております。まったく支払い能力のない方かどうかは預金調査などをしてはいますが、資力があるのに支払っていただけない方については、納付誓約により支払っていただいております。今のところ最低金額は設定しておりませんが、誠意を示していただいた方には、保険証を出しております。規定のみで対応しておるものではありませんという答弁がございました。

また、納付誓約書は毎月いくら支払いますといった計画を立ててもらいますが、かなりたまっている方、例えば1カ月証の方は、毎月役場に来ていただきたいのですが、それを履行しないから保険証の期限が切れた状況で病院に行かれる方がいます。その方と、また滞納の話を一からすることになります。こういうこともありますということを、ご了承くださいという答弁もございました。

以上で、質疑を終わらして、討論に入りました。討論に入り、討論はございませんでした。ただちに採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。ただちに質疑に入りました。

後期高齢者についても不納欠損額と収入未済額についての質疑がありました。不納欠損額は4万8,108円、対象者は5人、また、収入未済額は対象人数は90人という答弁がございました。

収入未済額の対象者90人、独居の方、痴呆症の方が何人いるかを把握されておりますか。国保と違って、100歳を超えるという方もいるかもしれないので、そういった情報を把握されておりますかという質疑がありました。独居の方、認知症の把握はしていないというこ

とでした。そういう答弁でございます。

続きまして、税務課では収納率を上げるために、職員の意識改革を行ったとの説明がありました。住民課においても、善良な町民から保険料を速やかに徴収し、滞納が少なくなるように取り組んでいただきたいと思います。いかがですかという質疑に対して、全職員が滞納を減らすため努力はしていますが、滞納されている方で、一度に滞納を解消していただける方は、なかなかいません。納付相談をする中で、いろんな話をして折り合いをつけながら、未納者対策を進めておりますという答弁がございました。

また、なぜ75歳で差別する必要があるのか。認知症やいろんな病気にかかる年代です。高齢者の方はお金のない人がほとんどだと思います。そういう高齢者を助けていくような対策は、また、人的なことに関してもどのように考えているのかという質疑がありました。

これに対しては、後期高齢の滞納者の方も、国保の滞納者の方と同じように、なぜ滞納になったのかを、いろいろと調査させていただき、面談をして、どれぐらいの期間で納付いただけるかを交渉させていただいております。特別徴収の方は、比較的年金が多いのですが、普通徴収の方は年金が少ない方だと思いますので、その方が75歳になる前に、説明をとの話ですが、国保で滞納があった方が、後期高齢に移行して滞納されている方がいて、その方たちに国保の時から面談を行って、対応をしています。生活費は毎月同じではありませんので、変化がありましたら、納付額を下げてくださいことも可能ですし、額を上げていただけるのであれば、そのような対応がとれるようにしています。決して、お金がないところを無理やり払ってくださいということはありませんので、ご理解願いますという答弁がございました。

以上で、質疑を終了いたしました。討論に入り、反対討論、賛成討論はありませんでした。ただちに採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入りました。

課長の説明のあと、質疑に入りました。

居宅介護サービス収入、施設介護サービス費収入について、金額が載っているけれども、これは何名分ですかという問いに対して、特養の入所者につきましては、月平均46名から47名、ショートステイと特養を合わせて、月平均53名という答弁がございました。

赤羽寮での受け入れについては、まだ余裕があると考えてよろしいですかという質疑に

対しては、ショートステイは余裕がございます。そういう質疑があり、このことで質疑を終了いたしました。

続きまして、討論に入りました。反対討論、賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。水道課の課長の説明を受け、質疑に入りました。

財務省の財政融資の借り換えですが、一般的に高い金利のものを、安い金利のものに変えたいということだと思いますが、何%のものに借り換えたのですかという質疑に対して、企業債の繰上償還があり、通常、地方自治体は財務省等の繰上償還は認められていないことになっているが、平成19年度臨時特例措置として、利率が5%以上の起債に対して、職員の削減や収納率の向上を行うことで、繰上償還に見合う財政効果を発揮する地方自治体について、財務省のヒアリングを受け、繰上償還をいたしております。具体的に平成19年度、平成20年度、平成24年度に繰上償還をしております。19年度が7%以上、20年度は6%以上、24年度は5%以上の償還を行いました。

また、今のところ、その後、国の情勢もあり、このような繰上償還の予定はございませんという答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論はなく、ただちに採決に入りました。全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

以上で、長時間にわたりましたが、決算特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。

瀧本攻議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

瀧本攻議長

ここで、3時15分まで休憩をとります。

(午後 3時 00分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開きます。

(午後 3時 15分)

瀧本攻議長

各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例について、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、総務産業常任委員会にかかる部分について、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結について、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑される方はご

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、
質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員長の報告に対する質疑を終了します。

これより各議案の討論と採決に入ります。

日程第3

瀧本攻議長

日程第3 議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について議題とします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバー制度の通知カードが11月中旬には、紀北町でも届いております。運用開始があと10日ほど、目前に迫っておりますが、マイナンバー制度とはどういうものなのか。何に使うのかというのは、町民の方たちの声として、今なお聞かされております。国民の預貯金また金融資産や医療や介護、この社会保障以外にもいろいろな分野に利用拡大をしていく方針であります。財政制度審議会に提出した資料の中で、マイナンバーも活用しつつ、所得だけでなく、金融資産も勘案して負担能力に応じた負担を求めると露骨に述べておられます。

行政運営や手続きの効率化、簡素化で国民の負担を軽減することが目的としておりますけれども、これは国民から見たらまったく逆で、国民の負担増であると、私は考えるものです。

ナンバー制度は、税、社会保障、災害等で利用が始まるとしておりましたが、官民のいろんな分野に利用拡大をしていくとされております。利用拡大が進むほど、マイカードの持ち歩きが多くなり、紛失、盗難等により不正利用や個人情報漏洩の危険が高まることは避けられません。置き忘れなども含め、個人の責任が問われるような事態によって、被害が生じた場合でも、政府が安全性を強調して進めているもので、自己責任として切り捨てることは許されないと、私は思います。

マイナンバーカードを持ち歩かずに、役場の窓口で係に情報システム機構からナンバーを開き、申請することができます。事故を減らすことも少しはできるかと思いますが、日弁連の弁護士、マイナンバーについてかなり詳しい方でございますけれども、このマイナンバーの管理は行政だけではなく、民間事業所も管理をいたします。仮に自治体が万全の体制をと

っても、全ての企業で厳格な管理を徹底できるわけではないとっております。これはいろんな企業の大きな企業から、中小企業も含めまして、そういうところが完璧な管理ができるのかどうか、それは無理だといっておられるわけでございます。マイナンバー制度の実施を中止したとしても、町民生活には何ら問題が起こるわけではございません。今の状態で続いても何も問題がないと私は思います。

しかし、住民のプライバシーを危険にさらすより、最高位から住民を守るために、プライバシーを守るため、そのためには、このマイナンバー制度廃止以外に、この住民を守る術がないと思います。

そういうことから、反対の討論に立たせていただきました。このマイナンバー制度そのものに、本当になくしていかないと大変なことになってしまうのではないかと。アメリカや韓国の例を見ましても、本当に混乱をしている状況でございます。そういう意味で、この反対討論に立ちました。どうか、そういう意味で私の反対討論を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第68号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第 72 号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

議案第 72 号に反対の討論をするものであります。島勝小学校の校舎が古いからという懸念すべきことはありますが、集落にあって小学校をなくすることは、永久に過疎化を許容することを意味します。私が先日、赤羽小学校の特例化の時に申し上げたはずですが、小学校のないところに、地元の人といえども帰ってこない。さらに、日本国の存亡をかけて地方創生を国家事業として取り組んでいこうとする時、この島勝小学校等の廃校はですね、相反する真逆の行為であると、私は思うのです。

さらに、ますます過疎化をする中であって、かつての島勝の、向こう側が一望できる、ブリの入ってくるところを見ましたけども、素晴らしいところであるわけですね。そして、私はかつての漁場の復活は、私は可能性があると思うんです。島勝の将来を構築していかなきにもかかわらず、町の行為は真逆の行為であると考えます。

以上の点からの反対討論でございます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

反対討論するものであります。いつの間にかですね、島勝の公民館の主事が無くなっていたと。それで、このことは議決対象でないということでありましたので、知らん間にそのようになっていたと。これは委員会のほうで、当時の委員会のほうに報告があったかどうか、定かではありませんけれども、そのための嘱託賃金が223万5,000円減額されて、これ予算に出てきておるわけです。ここで、議決対象でないというのですね、ここでしか、もう反対する方法がございませんので、反対をしなくちゃならないので、反対いたしました。

先ほどの島勝と同じようにですね、地方の過疎化がますます進んでいく中において、極めて公民館活動、あるいは小学校の活動は、極めて重要やと思っているわけです。これに対する、その真逆の行為をですね、私はもう容認できない。

反対しました。また委員会で賛成しても、これは。

瀧本攻議長

ちょっとお互いのやり取りはやめてください。

11番 奥村武生議員

以上の理由によって、紀北町のですね、文化事業の発展を考えた場合に、これは真逆の行為であるというふうに感じておりましたので、反対の討論といたしました。以上であります。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

瀧本攻議長

どうぞ。

8番 入江康仁議員

やはり調べてみたらさ、賛成しとるで、奥村議員。いやいや、それは。そういうことでした。

瀧本攻議長

入江議員、それは委員会のことですので、入江議員は委員長ですので、副委員長とその辺は協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第74号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第75号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第
2号) についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第76号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第77号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第78号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第15 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

日程第16 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第17 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りいたします。

日程第18 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を
お願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第19

瀧本攻議長

次に、日程第19 認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りいたします。

日程第19 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました本定例会では、本日まで、終始ご熱心にご審議を賜りまして、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。

本議会におきまして賜りましたご意見、ご要望等を検討し、現在、進めている平成28年度当初予算の編成におきまして、十分に留意をしながら、一層効果的な施策が実行できるよう力を注いでまいり所存でございます。

いよいよ本年も残りわずかとなりましたが、町民の皆様ならびに議員の皆様におかれましては、時節柄、お身体にお気をつけていただきまして、良いお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。平成27年12月議会定例会、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

私のほうからも一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年12月議会定例会の閉会にあたり、去る12月8日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様に、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控え多忙のことと存じますが、健康に十分留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始、大変忙しい日々が続くと思いますが、何卒よろしくようお願いいたします。

最後に、町民の皆様におかれましては、日頃から町議会に対して、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分に留意され、良き新年を迎えられることを祈念いたします。閉会にあたり、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

瀧本攻議長

これをもちまして、平成27年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時 52分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 4 月 6 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 太田哲生